

福岡市国民保護計画

令和4年11月

福岡市

作成 平成 1 9 年 2 月 1 5 日

変更 同 2 0 年 6 月 1 8 日

同 2 1 年 6 月 2 2 日

同 2 2 年 6 月 2 1 日

同 2 3 年 1 2 月 1 9 日

同 2 4 年 1 2 月 2 0 日

同 2 7 年 1 2 月 2 1 日

同 3 1 年 3 月 2 9 日

令和 4 年 1 1 月 8 日

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	
第1節 市の責務及び市国民保護計画の位置づけと構成	1編1章-1
第2節 市国民保護計画の見直し、変更手続	1編1章-3
第3節 用語の定義	1編1章-4
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	
第1節 国民保護措置に関する基本方針	1編2章-1
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等	
第1節 国民保護措置の全体の仕組み	1編3章-1
第2節 関係機関の事務又は業務の大綱	1編3章-2
第 4 章 市の地理的、社会的特徴	
第1節 市の地理的、社会的特徴	1編4章-1
第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態	
第1節 武力攻撃事態	1編5章-2
第2節 緊急処理事態	1編5章-5

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章 組織・体制の整備等	
第1節 市における組織・体制の整備	2編1章-1
第2節 関係機関との連携体制の整備	2編1章-10
第3節 通信の確保	2編1章-13
第4節 情報収集・提供等の体制整備	2編1章-14
第5節 研修及び訓練	2編1章-19
第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
第1節 避難に関する基本的事項	2編2章-1
第2節 避難に関する備え	2編2章-3
第3節 救援に関する基本的事項	2編2章-3
第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	2編2章-4
第5節 避難施設の指定	2編2章-5
第6節 生活関連等施設の把握等	2編2章-7
第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備	
第1節 市における備蓄	2編3章-1
第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	2編3章-2
第 4 章 国民保護に関する啓発	
第1節 国民保護措置に関する啓発	2編4章-1
第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	2編4章-2

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第1節 緊急事態警戒本部・対策本部の設置及び初動措置 ----- 3編1章-2

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 ----- 3編1章-5

第2章 市国民保護対策本部の設置等

第1節 市対策本部の設置 ----- 3編2章-1

第2節 通信の確保 ----- 3編2章-14

第3章 関係機関相互の連携

第1節 国・県の対策本部との連携 ----- 3編3章-1

第2節 知事，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長等への
措置要請等 ----- 3編3章-1

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 ----- 3編3章-2

第4節 他の市町村長等に対する応援の要求，事務の委託 ----- 3編3章-3

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 ----- 3編3章-3

第6節 市の行う応援等 ----- 3編3章-4

第7節 自主防災組織等に対する支援等 ----- 3編3章-4

第8節 住民への協力要請 ----- 3編3章-5

第4章 警報の伝達及び避難住民の誘導等

第1節 警報の伝達等 ----- 3編4章-1

第2節 避難住民の誘導等 ----- 3編4章-6

第5章 救援

第1節 救援の実施 ----- 3編5章-1

第2節 関係機関との連携 ----- 3編5章-2

第3節 救援の内容 ----- 3編5章-3

第6章 安否情報の収集・提供

第1節 安否情報の収集等 ----- 3編6章-1

第2節 県に対する報告 ----- 3編6章-2

第3節 安否情報の照会に対する回答 ----- 3編6章-3

第4節 日本赤十字社に対する協力 ----- 3編6章-4

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処 ----- 3編7章-1

第2節 応急措置等 ----- 3編7章-2

第3節 生活関連等施設における災害への対処等 ----- 3編7章-7

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 ----- 3編7章-9

第8章 被災情報の収集及び報告並びに情報提供

第1節 被災情報の収集及び報告 ----- 3編8章-1

第2節 被災情報の提供 ----- 3編8章-2

第9章 保健衛生の確保その他の措置

第1節 保健衛生の確保 ----- 3編9章-1

第2節 廃棄物の処理 ----- 3編9章-2

第10章 国民生活の安定に関する措置

第1節 生活関連物資等の価格安定 ----- 3編10章-1

第2節 避難住民等の生活安定等 ----- 3編10章-1

第3節 生活基盤等の確保 ----- 3編10章-2

第11章 赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理

第1節 赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理	3編11章-1
-------------------------	---------

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第1節 基本的考え方	4編1章-1
第2節 公共的施設の応急の復旧	4編1章-2

第2章 武力攻撃災害の復旧

第1節 武力攻撃災害の復旧	4編2章-1
---------------	--------

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求	4編3章-1
第2節 損失補償，実費弁償及び損害補償	4編3章-1
第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん	4編3章-2

第5編 緊急対応事態への対応

第1章 緊急対応事態への対応

第1節 緊急対応事態	5編1章-1
第2節 緊急対応事態における警報の通知及び伝達	5編1章-1

資料編

資料編

1 対応事例	資料-1
2 関係機関の連絡窓口	資料-13
3 安否情報省令	資料-25
4 災害拠点病院一覧表	資料-33
5 感染症指定医療機関一覧表	資料-33
6 港湾施設一覧表	資料-33
7 緊急交通路一覧表	資料-34
8 主要路線表・道路ネットワーク図	資料-34
9 危険物質等の種類及び県知事が命ずることのできる措置一覧	資料-37
10 用語の定義	資料-39

第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

本計画は、福岡市の区域（以下「市の区域」という。）において、武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民等の生活への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の「国民の保護のための措置」（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

以下のとおり、福岡市（福岡市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）の責務を明らかにするとともに、「市の国民の保護に関する計画」（以下「市国民保護計画」という。）について定める。

第1節 市の責務及び市国民保護計画の位置づけと構成

1 市の責務

- 市は、武力攻撃事態等において、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ

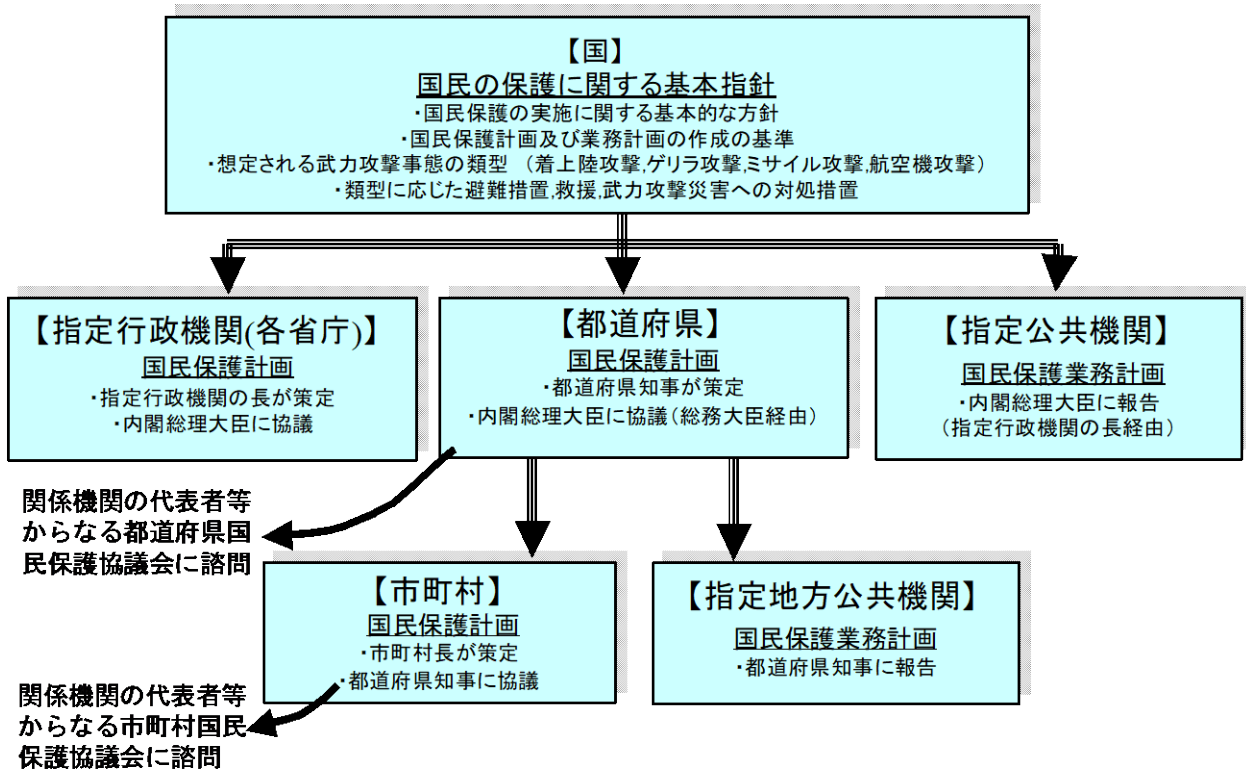
- 市は、「国民保護法」*1、「国民の保護に関する基本指針」*2 及び「福岡県国民保護計画」*3 に基づき、「福岡市国民保護計画」を作成する。
- 「福岡市国民保護計画」は、武力攻撃事態等において市民の安全を確保するため、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画として活用される。

*1 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号）

*2 「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）

*3 「福岡県の国民の保護に関する計画」（平成18年1月20日作成）

「基本指針」、「国民保護計画」及び「国民保護業務計画」の構成



3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等について示す。

- 一 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進
- 二 市が実施する国民保護措置
- 三 国民の保護のための訓練並びに物資及び資材の備蓄
- 四 国民の保護のための体制
- 五 他の地方公共団体その他の関係機関との連携
- 六 この他市長が必要と認める事項

4 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論	「市の責務、計画の位置づけや構成、国民保護措置に関する基本方針、関係機関の事務や業務、対象とする事態」等の計画の基本的な事項を示す。
第 2 編 平素からの備えや予防	「組織・体制の整備、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素の備え、物資及び資材の備蓄や国民保護に関する啓発」等の事項を示す。
第 3 編 武力攻撃事態等への対処	「武力攻撃事態が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態における初動措置、警報や避難の指示の伝達、避難誘導や救援、被害や安否情報等の収集・提供」等の対処事項を示す。
第 4 編 復旧等	「武力攻撃災害の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁」等の事項を示す。
第 5 編 緊急対処事態への対処	「緊急対処事態が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態」における対処事項を示す。
資料編 対応事例 関係資料	武力攻撃事態等における対応事例の概要及び関係資料を示す。

第 2 節 市国民保護計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

2 市国民保護計画の変更手続

- 市国民保護計画の変更*4 に当たっては、計画作成時と同様、市国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、市議会に報告し、公表する。
- ただし、組織名称や住所の変更等の軽微な変更*5 については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

*4 「国民保護法第 39 条第 3 項」による。

*5 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」による。

第 3 節 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、【 資料編*6 】に掲げる。

*6 資料 10「用語の定義」

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項を国民保護措置に関する基本方針として定める。

第 1 節 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置については次の点を尊重し、取り組むものとする。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、国民の自由と権利を尊重することとし、それに制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施のために生じた損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に係る手続等については、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国、福岡県（以下「県」という。）、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携の確保に努める。

5 国民の自発的な意思による協力

国民保護措置の実施のために必要があるときは、国民に対し必要な援助について協力を要請する。その際、国民は自発的な意思により必要な協力をするよう努める。
また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する方への対応について、留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 安全の確保

国民保護措置の実施に当たって、その措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置の実施に協力する者に対しても、安全の確保に十分配慮する。

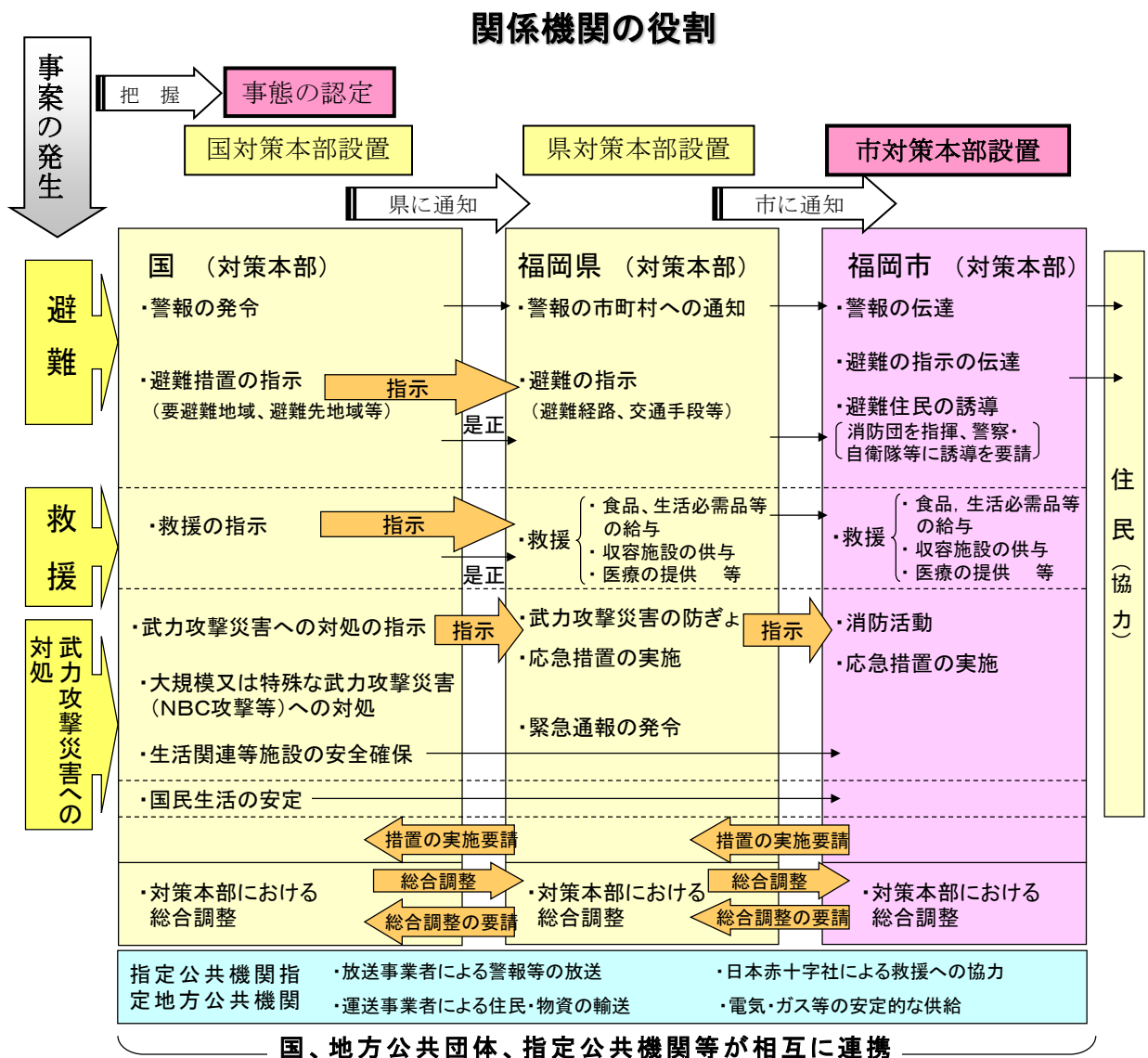
9 外国人への国民保護措置の適用

国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

第 1 節 国民保護措置の全体の仕組み



※ 政府においてその事案が武力攻撃予測事態であること等の「事態認定」が行われた後は、市は基本的に、国・県の指示に従い、事態に対応する。

第 2 節 関係機関の事務又は業務の大綱

1 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 防災に必要な施設及び資材の点検、整備 6 市の危機管理情報の把握、伝達及び被害状況の調査 7 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 8 被災者の救護、救助 9 避難所の開設・運営、被災者への食糧、水、日用品等の物資の供給 10 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 11 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 12 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 13 被災地の清掃、防疫等保健衛生、文教、交通等の対策 14 武力攻撃災害の復旧の実施に関する措置の実施 15 国民保護知識の普及及び自主防災組織等の地域住民組織の活動支援

機関の名称	事務又は業務の大綱
消 防 団	1 警報・避難の指示の伝達、避難住民等の誘導 2 消防活動、被災者の救助等

2 関係機関の事務

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
福 岡 財 務 支 局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
九 州 農 政 局 福 岡 県 拠 点	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九 州 運 輸 局 福 岡 運 輸 支 局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
九州地方整備局 博多港湾・空港 整備事務所	1 被災時における国有港湾施設及び飛行場の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整
大阪航空局福岡 空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡海上保安部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
福岡管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
九州地方整備局 福岡国道事務所	1 一般国道の指定区間内に対する防災対策

【 第 1 編 総 論 】
 〈第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等〉

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社	1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保
西日本旅客鉄道株式会社 (福岡支社)	1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保
西日本高速道路株式会社 (九州支社)	1 九州自動車道の管理
西日本電信電話株式会社 (九州支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
日本赤十字社 福岡県支部	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本放送協会 福岡放送局	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本通運株式会社 (福岡支店)	1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保
九州電力株式会社 (福岡支店)	1 電気の安定的な供給
九州電力送配電株式会社 (福岡支社)	1 電気の安定的な供給
西部ガス株式会社 (供給本部 福岡供給部)	1 ガスの安定的な供給
一般社団法人 福岡県福岡地区 L P ガス協会	1 緊急連絡、避難所（場所）への供給及びガス復旧
西日本鉄道株式会社	1 鉄道・バス輸送施設の防災対策及び避難住民の緊急輸送対策
福岡北九州高速道路公社	1 福岡都市高速道路の管理
公益社団法人 福岡県医師会	1 医療の確保
公益社団法人 福岡県看護協会	1 医療の確保
日本郵便株式会社 福岡中央郵便局	1 郵便の確保

【 第 1 編 総 論 】
 〈第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等〉

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡国際空港株式会社	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

【その他の機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
株式会社 西日本新聞社	1 国民保護措置に関する情報を迅速に国民に提供
公益社団法人 福岡県水難救済会	1 水難による人命、船舶及び積荷の救済
独立行政法人 都市再生機構 (九州支社)	1 管理する住宅等の防災対策及び災害時の被災住民への住宅の供給の協力等
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの運営

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

第1節 市の地理的、社会的特徴

1 地勢

市は、東アジアの諸国と2,000km圏内にあり、九州の北部、玄界灘に面する東アジアの玄関口として地理的にも位置づけられている。面積336.8km²の東西27.6km、南北31.9kmの広がりを持ち、東西に海岸線が長く、能古島、玄界島、小呂島の離島を有しており、西に糸島半島、北に玄界灘（博多湾）と志賀島半島が突出し、南を背振山系、東北部を犬鳴山系に囲まれた半月形の福岡平野に市街地が形成されている。

2 気候

市は、日本海型気候区に属し、冬季は北西の季節風の影響で曇りや雨の日が多い。平年値（1991年～2020年）からみると、年平均気温は17.3℃と比較的温暖で、月平均気温は、1月が6.9℃と1年で最も低く、8月が28.4℃で最も高い。

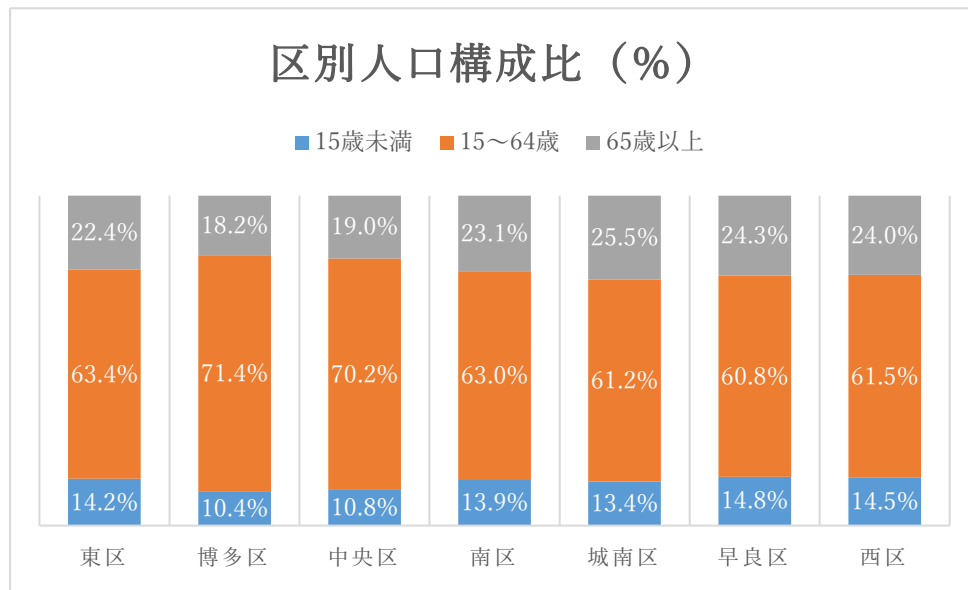
年平均降水量は、1,700mmで、そのうち約3分の1は6月と7月の梅雨期間に集中する。年平均風速は2.9m/sである。

3 人口分布

市の人口は、令和 4 年（住民基本台帳）に約 1,573 千人、高齢者人口（65 歳以上）割合は 349 千人（22.2%）となり、年々人口が増加するとともに高齢化傾向にある。

地区別人口は、東区、南区の順に多く、鉄道沿線で利便性の高い地域に人口が集積する一方で、古くからの住宅地では、人口減少とともに高齢化が進んでいる。

区	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	福岡市
人口（千人）	320	236	196	266	126	221	208	1,573
65 歳以上人口比（%）	22.4	18.2	19.0	23.1	25.5	24.3	24.0	22.2



【 区別人口と年齢別構成 令和 4 年（住民基本台帳）】

4 都市としての機能

市は、日本有数の大都市であり、政令指定都市として九州の政治・経済・交通の中心的な役割を担っている。

市は、都心部の地下街や大規模集客施設及び交通施設（福岡空港、博多港、福岡市地下鉄、J R、西日本鉄道、バスなど）等の都市機能を有している。

5 道路網 【資料編 *1】

道路網は、九州自動車道と連結する国道・都市高速道路をはじめ、福岡外環状道路、主要幹線道路等、放射型と環状型の都市軸が形成されている。

これら道路ネットワークとともに、都市部を中心に Y 字型に伸びる広域的な都市機能が集積している。

6 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、人口の集積する地域へ福岡市地下鉄が東西方向に、J R と西日本鉄道が南北方向に伸びており、新幹線については、九州の玄関口として博多駅があり、多くの方が利用している。

空港は、博多区に福岡空港が位置し、主要地域拠点空港として高度な機能を果たしている。

港湾は、市の北部に国際拠点港湾である博多港が位置している。

7 自衛隊施設等

自衛隊施設は、近隣の春日市の福岡駐屯地に陸上自衛隊の第4師団司令部、春日基地に航空自衛隊西部航空方面隊司令部が所在する。また、福岡市博多区沖浜に第七管区海上保安本部福岡海上保安部（以下「海上保安部」という。）が所在する。

8 その他

石油コンビナート等災害防止法で指定されている、荒津、西戸崎の特別防災区域及び福岡給油施設が点在し、石油類の可燃物液体や可燃性高圧ガス等危険物が大量に貯蔵され、又は取り扱われている。

	施設等	所在地
1	福岡給油施設	福岡市博多区大字青木 457-1 福岡空港内
2	荒津石油基地	福岡市中央区荒津 1 丁目・2 丁目
3	西戸崎石油基地	福岡市東区西戸崎 3 丁目

*1 資料8 「主要路線表・交通ネットワーク図」

第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器*1等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

事態	事態類型
武力攻撃事態	○ 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。 以下の 4 類型が想定される。 1 着上陸侵攻 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 3 弾道ミサイル攻撃 4 航空攻撃
緊急対処事態	○ 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 以下の 4 類型が想定される。 [攻撃対象施設等による分類] 1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・原子力事業所、石油コンビナート等に対する攻撃 2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ターミナル駅、列車等に対する攻撃 [攻撃手段による分類] 3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・炭疽菌、サリン等を使用した攻撃 4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

注) 武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃が行われることも考慮する。

*1 NBC兵器： 資料10「用語の定義」NBC攻撃を参照する。

第 1 節 武力攻撃事態

武力攻撃事態 4 類型の特徴は以下のとおりである。

事態類型	特徴及び対応措置
1 着上陸侵攻	【事態の予測・察知】 ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。 【侵攻目標となりやすい場所】 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部一帯が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。状況により、港湾施設が充実している博多港に直接上陸することも考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な福岡空港が目標となる可能性が高く、特に、上陸用の小型船舶等の接岸容易な沿岸地域と近接しているため、目標となりやすいと考えられる。 ○ なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機等による攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 【想定される被害】 ○ 侵攻に伴い、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 【被害の範囲及び期間】 ○ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 【対応措置】 ○ 指定都市である福岡市は、人口の密集した地域が当初の侵攻目標となりやすい沿岸部にあり、当該地域の住民の避難に当たっては、混乱の防止に留意しつつ、先行的に避難させることが必要となる。 ○ 避難に当たっては、沿岸部からの影響が及ばない市外、県南部、九州南部又は本州方面への避難が必要となる。 ○ 能古島、玄界島、小呂島の 3 島があり、離島住民の避難についての備えが必要となる。 ○ 国が相手国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難の指示を行うことも想定される。

事態類型	特徴及び対処措置
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	【事態の予測・察知】 ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手国等もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 【攻撃目標となりやすい場所】 ○ 市役所や県庁等の都市部の政治経済の中核施設、マスコミ等の情報関連施設、港湾、空港、鉄道、発電所等の生活関連等施設、主要橋りょう、主要道路及びトンネル等の交通関連施設、大規模集客施設に加え陸上・航空自衛隊施設等に対する注意が必要である。 【想定される被害】 ○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 【被害の範囲及び期間】 ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、石油コンビナート等が攻撃された場合には、爆発、流出等により被害の範囲が拡大するおそれがある。 【対処措置】 ○ 危害が及ぶ範囲は限定されることから、危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、県警察、海上保安部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、近隣の堅ろうな建築物等に退避させる等一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難場所に移動させる等適切な対応を行う。 ○ 事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

事態類型	特徴及び対処措置
3 弾道ミサイル攻撃	【事態の予測・察知】 ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 【攻撃目標となりやすい場所】 ○ 国が発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 【想定される被害・被害の範囲及び期間等】 ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難である。 ○ 弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【対処措置】 ○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。 ○ 近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街等への避難や、着弾した際は速やかな消火活動等により、損害の拡大を防止する必要がある。
4 航空攻撃	【事態の予測・察知】 ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ国がその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 【攻撃目標となりやすい場所及び想定される被害】 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、福岡市の都市部が主要な目標となることも想定され、そうなれば大規模な被害が発生することとなる。また、生活関連等施設や陸上・航空自衛隊施設が目標となることもあり得る。 【被害の範囲及び期間】 ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 【対処措置】 ○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、努めて早い段階で地下街や屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。 ○ 生活関連等施設における武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第 2 節 緊急対処事態

緊急対処事態 4 類型の特徴は以下のとおりである。

事態類型	特徴及び対処措置
【攻撃対象施設等による分類】 1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	【想定される被害の概要】 ■ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合 ○ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ■ 危険物積載船が攻撃を受けた場合 ○ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ■ 放射性物質取扱施設等が攻撃を受けた場合 ○ 放射性物質等が放出され、周辺住民が汚染され、又は被ばくする。 ○ 飲食物が汚染された場合、それを摂取した住民が汚染され、又は被ばくする。 ■ ダムが破壊された場合 ○ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。 【対処措置】 ○ 石油コンビナート等で事態が発生した場合は、被害が広範囲に渡り拡大することも想定した退避等が必要となる。 ○ 攻撃により拡散等をした危険物の種類により、二次被害の防止を図る等多様な対応が必要となる。
2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	【想定される被害の概要】 ○ 大規模集客施設、ターミナル駅等及び列車等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。 【対処措置】 ○ 短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

事態類型	特徴及び対処措置
〔攻撃手段による分類〕 3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	【想定される被害の概要】 ■ 放射性物質等 ○ダーティボム*2の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛散した物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ○ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ○小型核爆弾の特徴については、基本指針に示されている核兵器の特徴と同様である。 ■ 生物剤（毒素を含む。）による攻撃 ○生物剤の特徴については、基本指針に示されている生物兵器の特徴と同様である。 ○毒素の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と類似している。 ■ 化学剤による攻撃 ○化学剤の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と同様である。 【対処措置】 ○ 二次災害の発生を防止するため立ち入り禁止区域の設定を迅速に行う必要がある。 ○ 消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに自衛隊への協力要請を検討する必要がある。 ○ 原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。 ○ 防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。 ○ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる必要がある。

*2 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

事態類型	特徴及び対処措置
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	【想定される被害の概要】 ■ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 【対処措置】 ○ 多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図るため、各局・区・室の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各局・区・室における平素の業務

市の各局・区・室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各局・区・室における平素の業務】

局・区・室名	平素の業務
各局・区・室 共通	・ 県及び関係する近隣市町村並びに指定公共機関等からの情報収集、連絡調整に関すること ・ 所管する市有施設の管理に関すること
市 民 局	・ 国民保護協議会の運営に関すること ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること ・ 自衛隊及び関係機関との連絡調整体制に関すること ・ 自主防災組織との連絡調整体制に関すること ・ 国民保護に係る啓発及び訓練に関すること ・ ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること ・ 特殊標章等の交付、許可に関すること ・ 労働関係団体等との連絡調整に関すること ・ トラックその他の物資運送手段に対する支援要請体制の確立に関すること ・ トラックその他の物資運送手段・能力の把握に関すること

【 第2編 平素からの備えや予防 】
 〈第1章 組織・体制の整備等〉

局・区・室名	平素の業務
市 民 局	・ 人権に係る市民啓発に関すること ・ 安否情報事務に関すること
総 務 企 画 局	・ 職員の動員及び職員の健康管理等に関すること ・ 業務システム・ネットワークの維持・管理に関すること ・ 避難所運営応援職員の指定等に関すること ・ 在住外国人の支援体制に関すること ・ 国等との連絡調整に関すること
財 政 局	・ 財政措置に関すること ・ 市庁舎管理に関すること ・ 車両の運行体制に関すること ・ 避難住民及び救援物資の運送に関すること ・ 家屋被害調査体制に関すること ・ 物資調達の支援に関すること ・ 市管理施設の災害対策に関すること ・ 公益財団法人福岡市施設整備公社との連絡調整に関すること
こども未来局	・ 救助物資の確保・配分に関すること ・ 義援品の配分に関すること ・ 児童福祉施設への警報等の伝達体制の整備に関すること ・ 要配慮者（こども・障がい児）対策に関すること
福 祉 局	・ 義援金の配分に関すること ・ 避難所運営の統括に関すること ・ 要配慮者（高齢者・障がい者）対策に関すること
保 健 医 療 局	・ 医療、医薬品等に関すること ・ 救急医療体制、感染症予防、食中毒予防、患者発生対策等の健康危機管理に関すること ・ 遺体の埋火葬に関すること ・ 愛玩動物対策に関すること ・ 環境保全・食料衛生・感染症に関する検査等に関すること ・ 赤十字標章の交付、許可に関すること
環 境 局	・ 廃棄物等の処理体制に関すること ・ し尿の処理体制に関すること ・ 環境保全体制に関すること
経済観光文化局	・ 関係団体等との連絡調整に関すること ・ 食品・日用品等小売店舗の情報収集に関すること ・ 観光施設の防災対策に関すること ・ 文化財の保護に関すること ・ ボートレース福岡の防災対策に関すること ・ 商工団体、機関との連絡調整に関すること

【 第2編 平素からの備えや予防 】
 〈第1章 組織・体制の整備等〉

局・区・室名	平素の業務
農 林 水 産 局 農 業 委 員 会 事 務 局	・食料の供給に関すること ・農林業団体との連絡調整に関すること ・農地及び農業施設の把握、対策に関すること ・林道状況の把握、対策に関すること ・治山施設の状況把握、対策に関すること ・水産業団体との連絡調整に関すること ・漁港施設の把握、対策に関すること ・漁船等による運送に係る連絡調整に関すること ・漂流物等に係る情報収集に関すること ・各市場の管理業務及び運営に関すること
住 宅 都 市 局	・都市防災体制に関すること ・住宅供給公社との連絡調整に関すること ・交通対策に関すること ・建設業協会等との連絡調整に関すること ・市営住宅入居者の安全確保体制に関すること ・応急仮設住宅設置計画策定体制に関すること ・建築物の危険度調査体制等に関すること ・公園緑地施設の把握、対策に関すること
道 路 下 水 道 局	・被害情報の総合的収集体制に関すること ・道路状況の把握、緊急輸送道路の確保対策等に関すること ・土木関係団体との連絡調整に関すること ・福岡北九州高速道路公社等との連絡調整に関すること ・下水道施設の把握、対策に関すること ・河川、治水池の状況等の把握、対策に関すること ・砂防施設に係る県との連絡調整に関すること
港 湾 空 港 局	・港湾関係機関との連絡調整に関すること ・港湾施設の把握、対策に関すること ・臨港地区に係る災害対策用地の確保に関すること ・海上輸送体制に関すること ・市営渡船利用者等の安全確保体制に関すること ・所管の空港周辺施設の防災対策に関すること
消 防 局	・消防隊(警防隊・救助隊・救急隊・航空隊)の運用体制に関すること ・各消防団との連絡調整に関すること ・応援航空機の受入に関すること ・臨時ヘリポートの把握に関すること ・緊急消防援助隊等及びDMATとの連携に関すること

【 第2編 平素からの備えや予防 】
 〈第1章 組織・体制の整備等〉

局・区・室名	平素の業務
水道局・水道サービス公社	・水道関係機関との連絡調整 ・水運用計画に関すること ・水道施設の把握、対策に関すること ・ダムの状況の把握、対策に関すること
交通局	・地下鉄関係機関との連絡調整に関すること ・地下鉄利用者の安全確保体制に関すること ・地下鉄関係施設等の防災に関すること
教育委員会	・公立学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること ・私立学校への警報等の伝達体制の整備に関すること ・教育関係施設の把握、対策に関すること ・児童、生徒の避難誘導體制に関すること ・教育関係施設利用者の避難誘導體制に関すること ・学校施設の衛生の確保体制に関すること ・応急教育体制に関すること ・給食体制に関すること
選挙管理委員会事務局	対策本部の支援に関すること
人事委員会事務局	対策本部の支援に関すること
監査事務局	対策本部の支援に関すること
議会事務局	災害に対する議会活動に関すること

局・区・室名	平素の業務
各 区 役 所	・各区における情報収集、連絡調整に関すること ・所管する市有施設の管理に関すること ・被災者の救護、救助に関すること ・警報の伝達、避難実施要領の内容の伝達、避難住民の誘導、警戒に関する こと ・安否情報の収集及び提供に関すること ・避難住民及び救援物資の配分・管理等に関すること ・自主防災組織との連絡調整体制に関すること ・住民への協力、相談に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること

※ 国民保護に関する業務の総括、各局・区・室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 初動体制の基準等

市は、事態の状況等に応じて、次の基準等に基づき初動体制を確立する。

- ① 防災・危機管理部による「情報収集態勢」を設置
- ② 「市緊急事態警戒本部」を設置
 - ・「市緊急事態警戒本部」の長は危機管理監をもって充てる。
 - ・市警戒本部に、警戒本部室、関係局等、区警戒本部を置く。
- ③ 「市緊急事態対策本部」を設置
 - ・「市緊急事態対策本部」の長は市長をもって充てる。
 - ・市対策本部に、対策本部室、各局等、区対策本部を置く。
- ④ 事態認定後、市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合、
「市国民保護対策本部」を設置。
 - ・「市国民保護対策本部」の長は市長をもって充てる。
 - ・市対策本部に、対策本部室、各局等、区対策本部を置く

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制*1	態勢*2
事態認定前	・ 情報収集等、市としての対応が必要な場合		①情報収集態勢	防災・危機管理部
	・ 市の多くの局・区・室での対応が予測される場合（多数の人を殺傷する行為等の事案が発生するおそれがある場合）		②市緊急事態警戒本部	第1配備
				第2配備
	・ 市の全局・区・室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		③市緊急事態対策本部	第3配備
第4配備				
事態認定後	・ 市国民保護対策本部設置の通知がない場合	・ 情報収集等、市としての対応が必要な場合	①情報収集態勢	防災・危機管理部
		・ 市の多くの局・区・室での対応が予測される場合（多数の人を殺傷する行為等の事案が発生するおそれがある場合）	②市緊急事態警戒本部	第1配備
				第2配備
		・ 市の全局・区・室での対応が必要な場合 （現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	③市緊急事態対策本部	第3配備
				第4配備
	・ 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		④市国民保護対策本部	第3配備 第4配備

(3) 24時間即応体制の確立*3

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局の24時間体制を活用し、速やかに市長及び国民保護担当課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(4) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準は、福岡市地域防災計画の災害対策本部等の配備態勢（第1～第4配備）を準用する。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

*1 「第3編第1章第1節 緊急事態警戒本部・対策本部の設置及び初動措置」を参照する。
 *2 「態勢は、福岡市地域防災計画の災害対策本部等の配備態勢（第1～第4配備）」を準用する。
 *3 「第3編第1章第1節」を参照する。

【職員参集基準】

体 制	参 集 職 員	態 勢
①情報収集態勢	・市民局防災・危機管理部職員が参集	防災・危機管理部
②市緊急事態警戒本部	・福岡市地域防災計画の災害対策本部等の配備態勢（第1～第4配備）に準じて職員が参集。なお、事態の状況に応じ、職員の増員等を行う。	第1配備
		第2配備
③市緊急事態対策本部		第3配備
		第4配備
④市国民保護対策本部		第3配備
		第4配備

(5) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(6) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

- 市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておく等、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。
- 市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

市長等が連絡不能等により指揮をとれない場合の代理

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市 長	副市長（職務代理順序による。）		
市 民 局 長	防災・危機管理部長	防災・危機管理部課長	防災・危機管理部課長
局・区・室長（対策本部員）等	理事又は総務部長等 （各局においてあらかじめ定める。）	（各局においてあらかじめ定める。）	

(7) 職員の配備体制等

市は、(4)②～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を第3編第2章第1節4の市対策本部の組織配備体制により定める。

(8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について対策を行う。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

(9) 本庁舎オペレーションルーム等が被災し使用不能な場合の代替施設

市長は、本庁舎オペレーションルーム等が被災した場合、次に掲げる順位により代替施設を指定する。ただし、状況に応じて、順位を変更して指定することができる。

	施設名	所在地
第 1 順 位	博多区役所	博多区駅前2丁目8番1号
第 2 順 位	消防局（災害救急指令センター）	中央区舞鶴三丁目9番7号
	東消防署	東区千早四丁目15番1号
	博多消防署	博多区博多駅前四丁目19番7号
	中央消防署	中央区那の津二丁目5番1号
	南消防署	南区塩原二丁目6番11号
	城南消防署	城南区神松寺二丁目19番12号
	早良消防署	早良区百道浜一丁目3番1号
	西消防署	西区今宿東一丁目7番12号

※ 第2順位については、市長が状況に応じて、上記の施設から指定する。

○ 第1順位の施設には、速やかに代替機能が発揮できるように、平素から必要な設備等を整備する。第2順位の施設については、事態発生に応じて、必要な設備等を配備できるような体制を確保する。

○ 本庁舎オペレーションルーム等が被災し、代替施設を指定した場合、本庁舎オペレーションルーム等を参集場所とする職員の新たな参集場所は、危機管理監が指定する。

3 消防機関*4の体制

(1) 消防局における体制

- 消防局は、市における参集基準等と同様に、消防局における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。
- 市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

- 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことになるため、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。
- 市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

*4 消防機関：「消防局及び消防団」をいう。

(3) 消防団の参集

- 消防団は、武力攻撃が発生し又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な団員が迅速に参集できる連絡体制の整備に努める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

- 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。
- 市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ること等により、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

補償対象	
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、 123条第1項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

- 市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書*5を、市公文書規程等の定めるところにより、適切に保存する。
- 市は、国民の権利利益の救済を確実にを行い、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。
- 市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

*5 公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力するため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

- 市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握する。
- 市は、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

- 市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。
- 市は、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県及び北九州市との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署名、所在地、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等を把握する。また、定期的に更新を行う。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

(5) 県及び北九州市との連携（連絡組織の設置）

市は、県が設置する連絡組織において大規模集客施設等における情報の伝達方法、避難の誘導、避難施設の指定及び運営、医療の提供等の措置並びに消防の広域応援に関する事項について、県及び北九州市と緊密な連携を図る。

3 他の市町村との連携

(1) 他の市町村との連携

- 市は、北九州市をはじめ、近隣の市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握する。
- 市は、他の市町村と国民保護計画の内容について協議する機会を設ける。
- 市は、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行い、武力攻撃災害の防ぎよ、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等について他の市町村との連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

- 市は、消防活動が円滑に行われるよう、他の市町村の消防機関との応援体制の整備を図る。
- 市は、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。
- 市は、他の市町村の消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(3) 緊急消防援助隊の支援体制整備

市は、他の市町村の消防機関と連携して、緊急消防援助隊による人命救助活動等が円滑に実施できるよう、その体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市の区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

- 市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、災害拠点病院、救命救急センター、福岡県透析医会及び市医師会等との連絡体制を確認する。
- 市は、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。
- 市は、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、公益財団法人日本中毒情報セ

ンター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等*6

- 市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行う等、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。
- 市は、市の区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

- 市は、自主防災組織及び自治協議会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図る。
- 市は、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。
- 市は、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う避難誘導、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外の関係団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

*6 福岡市地域防災計画（資料編〈災害時応援協定等〉）参照

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等による通信の確保等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会*7及び福岡県非常通信連絡会*8との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

- 市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図る等、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の強化に努める。
- 市は、非常通信体制の確保に当たって、その機能を十分に発揮できるように運営・管理、整備等に努める。

*7 非常通信協議会は、電波法第74条に基づき、自然災害その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立された。

*8 福岡県非常通信連絡会は、福岡県内の非常事態における重要通信の円滑な実施を図ることを目的に設立された。（事務局：福岡県総務部防災企画課内）

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、「国民保護措置に関する情報提供」、「警報の内容の通知、伝達」、「被災情報の収集・報告」、「安否情報の収集・整理」等を円滑に行うために必要な事項を定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

- 体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。
- 非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【 第2編 平素からの備えや予防 】
 〈第1章 組織・体制の整備等〉

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・携帯電話に対する電子メール等、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの拡充に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、広報車両等の活用はもとより、携帯電話に対する電子メール等、迅速な伝達体制の構築を図る。
	・高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 災害映像情報の収集

福岡タワー高所監視カメラ、ヘリコプター画像伝送システム、指揮支援システムを活用し、被害に関する映像情報を収集し、武力攻撃事態等への対策に資する。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

- 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び自治協議会等の関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。
- 市は、住民及び関係団体に警報の伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。
- 市は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、公益財団法人福岡よかとピア国際交流財団等との協力体制を構築する等、高齢者、障がい者、外国人等に対する警報の伝達に配慮する。（その際、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な防災行政無線の整備（デジタル化の推進等）を図る。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音*9については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域に所在する大規模集客施設等について、県との役割分担も考慮して定めておく。

【大規模集客施設等】

市の区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設

(6) 船舶に対する警報の伝達に必要な準備

市は、海上保安部が行う船舶内に在る者に対する警報の伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に警報が伝達されるよう体制の整備に努める。

*9 「「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知」による。

(7) 民間事業者からの協力の確保

- 市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。
- 市は、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて、その所在及び連絡先等をあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当部署を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、県、消防大学校、市町村職員中央研修所、福岡県市町村職員研修所、県・市消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

- 市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。
- 市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。
- 市は、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用する等多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<https://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<https://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安部及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

- 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同する等して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。
- 市は、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、

広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

- 訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練、地域単位で行う住民中心の訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。
- 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。
 - ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
 - ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
 - ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
 - ④ 住民参加の訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会、自治協議会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取する等、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治協議会、自治会・町内会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する 平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制等既に記載しているものを除く。）。

第1節 避難に関する基本的事項

1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

資 料	内 容
○ 住宅地図	・人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
○ 市の区域内の道路網リスト	・避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト
○ 輸送力のリスト	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ
○ 避難施設のリスト	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト ・避難施設データベース（データベース策定後）
○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト	・備蓄物資の所在地、数量、市の区域内の主要な民間事業者のリスト
○ 生活関連等施設等のリスト	・避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
○ 関係機関の連絡先一覧、協定	・国、県、民間事業者等のデータ
○ 自治協議会、自治会・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧	・代表者及びその代理の者の連絡先等
○ 消防機関のリスト	・消防機関の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 ・消防機関の装備資機材のリスト
○ 避難行動要支援者名簿	・避難行動要支援者のデータ

2 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改定）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

4 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2節 避難に関する備え

1 避難実施要領のパターンの作成

- 市は、関係機関（教育委員会等市の各執行機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、下記の項目等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

【 配慮する内容 】

- 季節の別（特に冬期の避難方法）
- 避難行動要支援者の避難方法
- 観光客や昼間人口の存在
- 混雑や交通渋滞 など

- 市は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

2 避難誘導への備え

- 市は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から避難行動要支援者の所在把握等に努めるとともに、その滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

第3節 救援に関する基本的事項

1 県との調整

市は、大都市の特例*1により救援の実施主体となることから、市の行う救援の活動内容や県との連携等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

2 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

*1 「国民保護法第184条 大都市の特例」に、救援及び避難施設の指定に関する事務は指定都市が処理することが定められている。

【救援に関する事務を行うために必要な資料】

資 料	内 容
収容施設	・ 長期の収容施設として活用できる土地・建物等のリスト ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容できる社会福祉施設、宿泊施設、長期避難住宅、賃貸住宅等のリスト
備蓄物資 調達可能物資	・ 大量の食料や飲料水等の生活必需品の備蓄・調達先のリスト、調達経路 ・ 仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等
関係医療機関	・ 災害拠点病院等の主要な病院の所在、病床数等の対応能力についてのデータ（※）
救護班	・ 派遣元、班編成、活動内容等についてのデータ
火葬場等	・ 火葬場等の所在及び対応可能数等についてのデータ
関係機関等協定	・ 協定書
関係機関連絡先	・ 国、県、市町村、民間事業者等一覧

（※）今後、NBC攻撃による被災者への対応が可能な医療機関、NBCの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等について、考え方や基準等を検討する。

第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 等
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等)
 - ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先等)
 - ④ 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先等)

2 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

※【離島における留意事項】

市は、離島の住民の避難について、国の基本的な考え方*2や県の国民保護計画を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。

この場合において、市は、県及び海上保安部、指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握する。

- 【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

 - ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
 - ② 想定される避難先までの輸送経路
 - ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
 - ④ 島内にある港湾、空港等までの輸送体制 等

第5節 避難施設の指定

1 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

- ① 市は、大都市の特例により避難施設を指定することとなることから、市の区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。
- ② 県が指定する避難施設について、その指定に関する考え方や手続き等に関して整合性が確保されるよう連携を図る。

*2 「「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）」による。

(2) 避難施設の要件

① 市の指定する避難施設

区 分	主な施設	用 途
一時避難所	・ 公民館 ・ 市民センター ・ 市立体育館等	1 人につき 2 m ² 程度の面積を基準として 50 人以上を収容できる施設
収容避難所	・ 小・中学校の体育館・講堂等	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって 1 人につき 4 m ² 程度の面積を基準として 100 人以上を収容することができる施設
福祉避難所	・ 社会福祉施設等	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設
地区避難場所	・ 小・中学校のグラウンド、公園 ・ 広場等	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所
広域避難場所	・ 大規模な公園等	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所

② 避難所の立地

- ・ 周辺の二次災害の危険性が少ないこと。
- ・ 木造密集地、危険物施設等、火災の危険性が少ないこと。
- ・ 大型車両等輸送車両の進入が可能なこと。

③ 避難所内

- ・ 資機材等（電源・救援物資）が確保できること。
- ・ 収容に有効な面積・建物が確保できること。
- ・ 建物の耐火・堅牢性が確保できること。
- ・ 給水・給食施設が確保できること。
- ・ トイレ施設が確保できること。

(3) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- 避難施設として、学校、公民館、体育館等の施設を指定する。
- 長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
- 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。
- 火災等の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

- 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- 幹線道路や主要駅から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(4) 避難施設の指定手続

市長は、避難施設を指定する場合には、あらかじめ施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(5) 避難施設の廃止、用途変更等

市長は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市長に届け出るよう周知する。また、この届出を受けた市長は、速やかに知事に報告する。

(6) 避難施設データベースの共有化

市は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を県に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期的に県に報告する。

第6節 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握等

- 市は、市の区域内に所在する国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、以下に掲げる項目について県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

- ① 施設の種類 ②名称 ③所在地 ④管理者名 ⑤連絡先
- ⑥ 危険物質等の内容物 ⑦施設の規模 等

○ 市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」*3に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局、関係機関】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	県関係部局
第27条	1号	発電所、変電所	経 済 産 業 省 (資源エネルギー庁)	—
	2号	ガス工作物	経 済 産 業 省 (資源エネルギー庁)	商 工 部 工 業 保 安 課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚 生 労 働 省	県土整備部水道整備室
	4号	鉄道施設、軌道施設	国 土 交 通 省	企 画 ・ 地 域 振 興 部 交 通 政 策 課
	5号	電気通信事業用交換設備	総 務 省	—
	6号	放送用無線設備	総 務 省	—
	7号	水域施設、係留施設	国 土 交 通 省	県土整備部港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国 土 交 通 省	企 画 ・ 地 域 振 興 部 空 港 事 業 課
	9号	ダム	国 土 交 通 省 経 済 産 業 省	県土整備部河川管理課 農 林 水 産 部 農 村 森 林 整 備 課 企 業 局 管 理 課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消 防 防 災 指 導 課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚 生 労 働 省	保健医療介護部薬務課
	3号	火薬類	経 済 産 業 省	商 工 部 工 業 保 安 課
	4号	高压ガス	経 済 産 業 省	商 工 部 工 業 保 安 課
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防 災 危 機 管 理 局
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防 災 危 機 管 理 局
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚 生 労 働 省 農 林 水 産 省	保健医療介護部薬務課 農 林 水 産 部 畜 産 課
	9号	電気工作物内の高压ガス	経 済 産 業 省	商 工 部 工 業 保 安 課
	10号	生物剤、毒素	各 省 庁 (主務大臣)	保 健 医 療 介 護 部 保 健 医 療 介 護 総 務 課
	11号	毒性物質	経 済 産 業 省	保 健 医 療 介 護 部 保 健 医 療 介 護 総 務 課

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

*3 「平成17年8月29日 閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知」による。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

第1節 市における備蓄

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

- 国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国が整備の促進に努めることとされている。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】
食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 等

- 安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

3 県との連携

- 市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。
- 武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結する等の必要な体制を整備する。

第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

2 ライフライン施設の代替性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、固定資産現況調査等の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するように努める。

第4章 国民保護に関する啓発

- 武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において避難や救援等に際し、適切に行動する必要がある。
- 国民は、避難住民の誘導、救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等に必要な援助についての国民保護措置の実施に関する協力を要請されたときは、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。
- 国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

第1節 国民保護措置に関する啓発

1 啓発の方法

- 市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。
- 市は、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行い、国民保護に関する住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等

に関する啓発

- 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等において、住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。
- 市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALER T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。
- 市は、日本赤十字社、県等とともに、傷病者の応急手当*1について普及に努める。

*1 「内閣官房作成の「武力攻撃やテロから身を守るために」に応急措置等が記載される資料等」参照

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

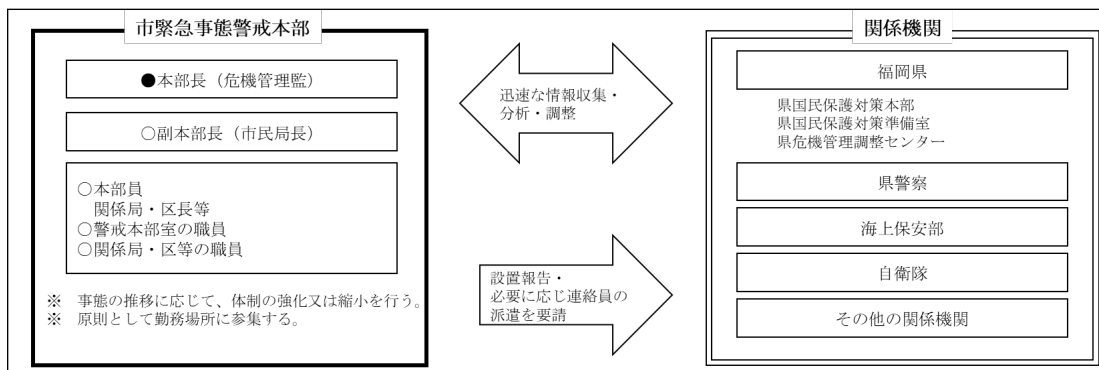
- 市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定（以下「事態認定」という。）が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。
- 多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合において、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられる。
- 他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。
- 武力攻撃事態等において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくための市の初動体制について定める。

第1節 緊急事態警戒本部・対策本部の設置及び初動措置

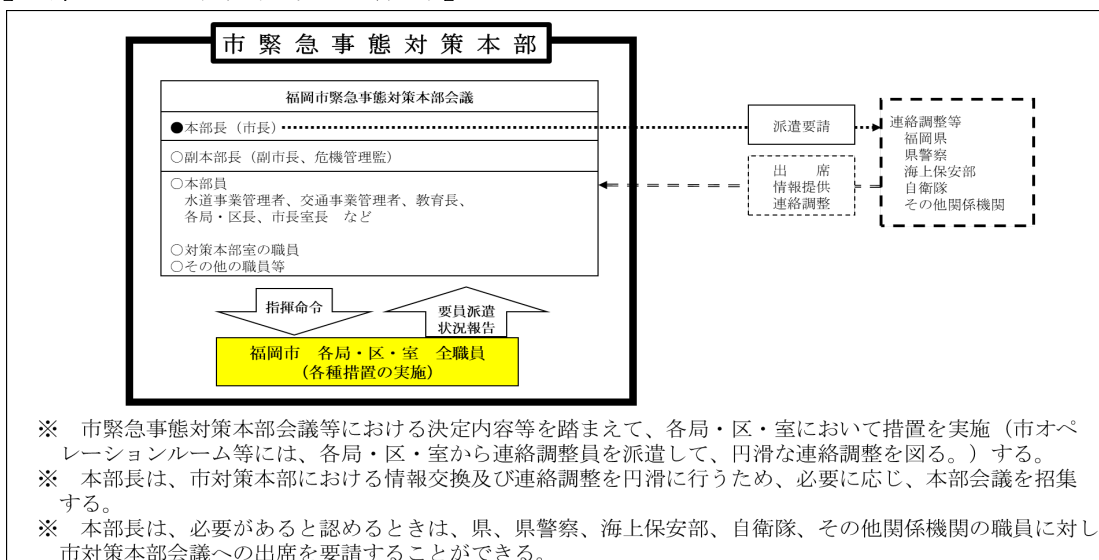
1 緊急事態警戒本部・対策本部の設置 *1

- 市職員は、住民からの通報や県からの連絡その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等が発生するおそれがある場合又は多数の人を殺傷する行為等の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。
- 市は、現場からの情報により当該事案の発生を把握した場合は、速やかに、県及び県警察に連絡を行う。
- 市は、事案に関する状況の把握及び初動段階で处置すべき事項等について検討・認識の共有を図るため、必要に応じて、関係局長等会議を開催する。
- 市は、事案に的確かつ迅速に対処するため、多数の人を殺傷する行為等の発生するおそれがある場合は「緊急事態警戒本部」を、多数の人を殺傷する行為等を把握した場合は「緊急事態対策本部」を本庁舎等に設置する。
- 「市緊急事態警戒本部」は、危機管理監を本部長、市民局長を副本部長とし、警戒本部室、関係局等及び区警戒本部をもって構成する。
- 「市緊急事態対策本部」は、市長を本部長、副市長及び危機管理監を副本部長とし、対策本部室、各局等及び区対策本部等をもって構成する。

【市緊急事態警戒本部の構成等】



【市緊急事態対策本部の構成等】



*1 「緊急事態警戒本部」及び「緊急事態対策本部」の名称は一般名称であり、個々の事態に応じ、「〇〇警戒本部」、「〇〇対策本部」と呼称することができる。

- 「市緊急事態警戒本部又は市緊急事態対策本部」（以下、「市緊急事態対策本部等」という。）は、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- 市は、市緊急事態対策本部等を設置した旨について、県に報告を行う。
- 「市緊急事態対策本部等」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場との通信を確保する。

2 初動措置の確保

- 市は、「市緊急事態対策本部等」において、各種の連絡調整に当たる。
- 市は、「市緊急事態対策本部等」において、現場での消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
- 市は、国、県等から入手した情報を関係局等に提供するとともに、必要な指示を行う。
- 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- 政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合には、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、国民保護対策本部設置の要請等の措置等を行う。

3 関係機関への支援の要請

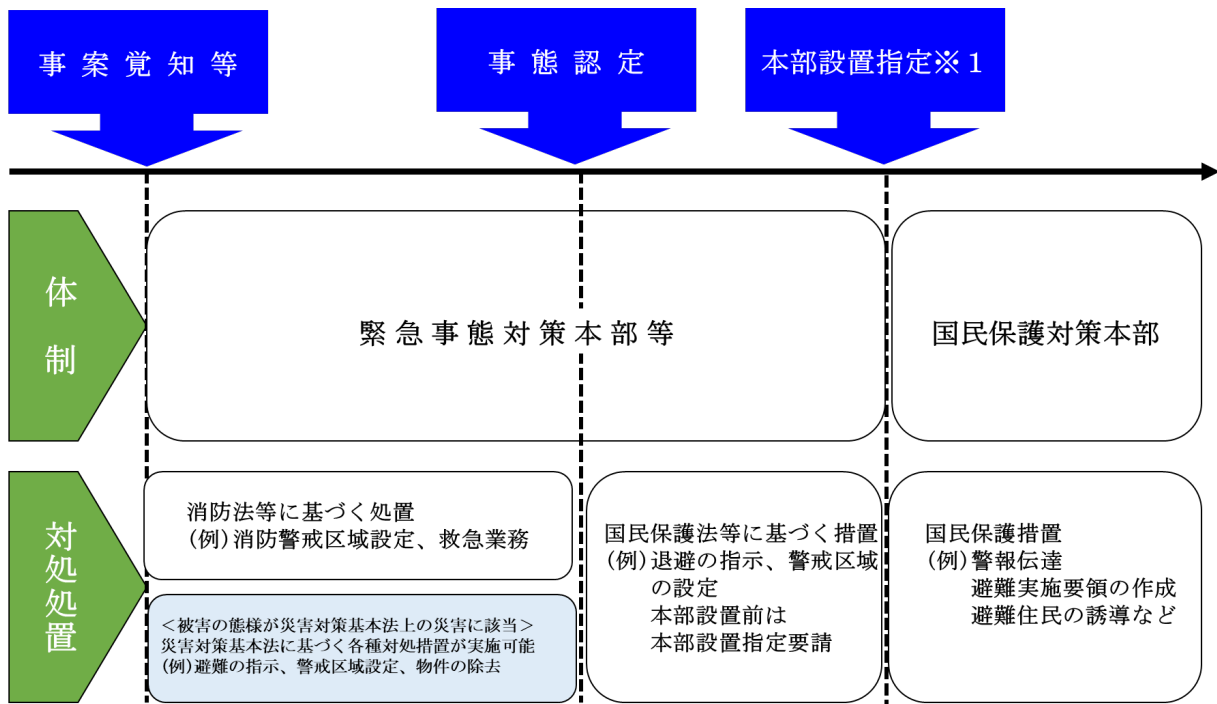
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 市国民保護対策本部への移行に要する調整

「市緊急事態対策本部等」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行する。その際、「市緊急事態対策本部等」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

- 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではない。
- 多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、緊急事態対策本部等を設置し、その後、政府において事態認定が行われ、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市国民保護対策本部を設置する。
- 市国民保護対策本部長は、市国民保護対策本部に移行した旨を市関係局・区・室に対し周知徹底する。
- 市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずる等必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第 2 節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

- 市は、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合等において、即応体制の強化を図る。

- ①国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合
- ②武力攻撃事態等の認定が行われたが市国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合



市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態対策本部等を設置する。

- 市は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について定める。

なお、市国民保護対策本部を設置する前の市緊急事態対策本部等の組織、機能等については、市国民保護対策本部に準ずる。

また、本章以降における「市国民保護対策本部」は「市対策本部」と表現する。

第1節 市対策本部の設置

1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 事態認定

武力攻撃事態等が発生すれば、まず国が、事態認定や武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」を閣議決定し、「国対策本部」を設置するとともに、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体を指定する。

これを受け、県及び市は、「国民保護対策本部」を設置し、市は、国民保護計画に基づき、国民保護措置を実施する。

(2) 市対策本部を設置すべき指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき指定の通知を受ける。

(3) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置（事前に緊急事態対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。）する。

(4) 市対策本部員及び市対策本部職員の新集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急時職員新集システム等の連絡網を活用し、予め指定された場所到新集するよう連絡する。

(5) 職員の動員

- 職員の配備、休日又は退庁後の職員への伝達、非常参集等は福岡市地域防災計画の要領に基づき実施する。
- 職場へ登庁できない場合は、最寄りの区役所等に登庁し、その区対策本部の指揮命令下に入る。

(6) 市対策本部の開設

- 市対策本部担当者は、市庁舎「オペレーションルーム等」に市対策本部を開設する。
- 市対策本部担当者は、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。
- 市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

2 市対策本部を設置すべき指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「福岡市国民保護対策本部及び福岡市緊急対処事態対策本部条例」（平成18年福岡市条例第5号）に基づき行う。

(1) 役割

市対策本部は、市の区域において実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 組織

市対策本部に、市対策本部室、局等、区対策本部を置く。

(3) 構成

- 市対策本部は、本部長、副本部長、本部員、対策本部室及び各局区等の職員で構成する。
- 区対策本部に区対策本部長を置く。

【 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 】
 〈第 2 章 市国民保護対策本部の設置等〉

役 職	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長及び危機管理監
本部員	本部を構成する事業管理者、教育長、局・区長等及び市長が任命する職員
局長等	事業管理者、教育長、局長、室長等
区対策本部長	区長（本部員と兼ねる。）
区対策副本部長	総務部長
本部連絡員	局長等が局等に所属する職員のうちから指名
その他の市本部の職員	対策本部室の職員、局長等及び区長が指名する職員

(4) 本部長等の職務

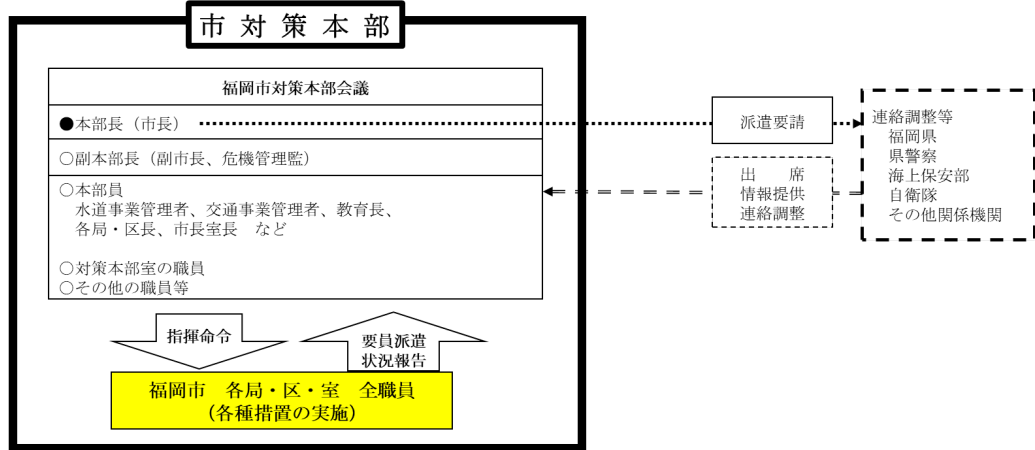
役 職	職 務
本部長	本部の事務を総括する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
局長等	本部長の命を受け、局等の事務を掌理する。
区対策本部長	本部長の命を受け、区対策本部の事務を掌理する。
区対策副本部長	区対策本部長を補佐し、区対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部連絡員	対策本部室及び局等並びに局等相互間の連絡調整にあたる。
その他の市本部の職員	危機管理監の命を受け、対策本部室の事務に従事する。 局長等又は区長の命を受け、局等又は区の事務に従事する。

4 市対策本部の組織配備体制

(1) 市対策本部の組織構成

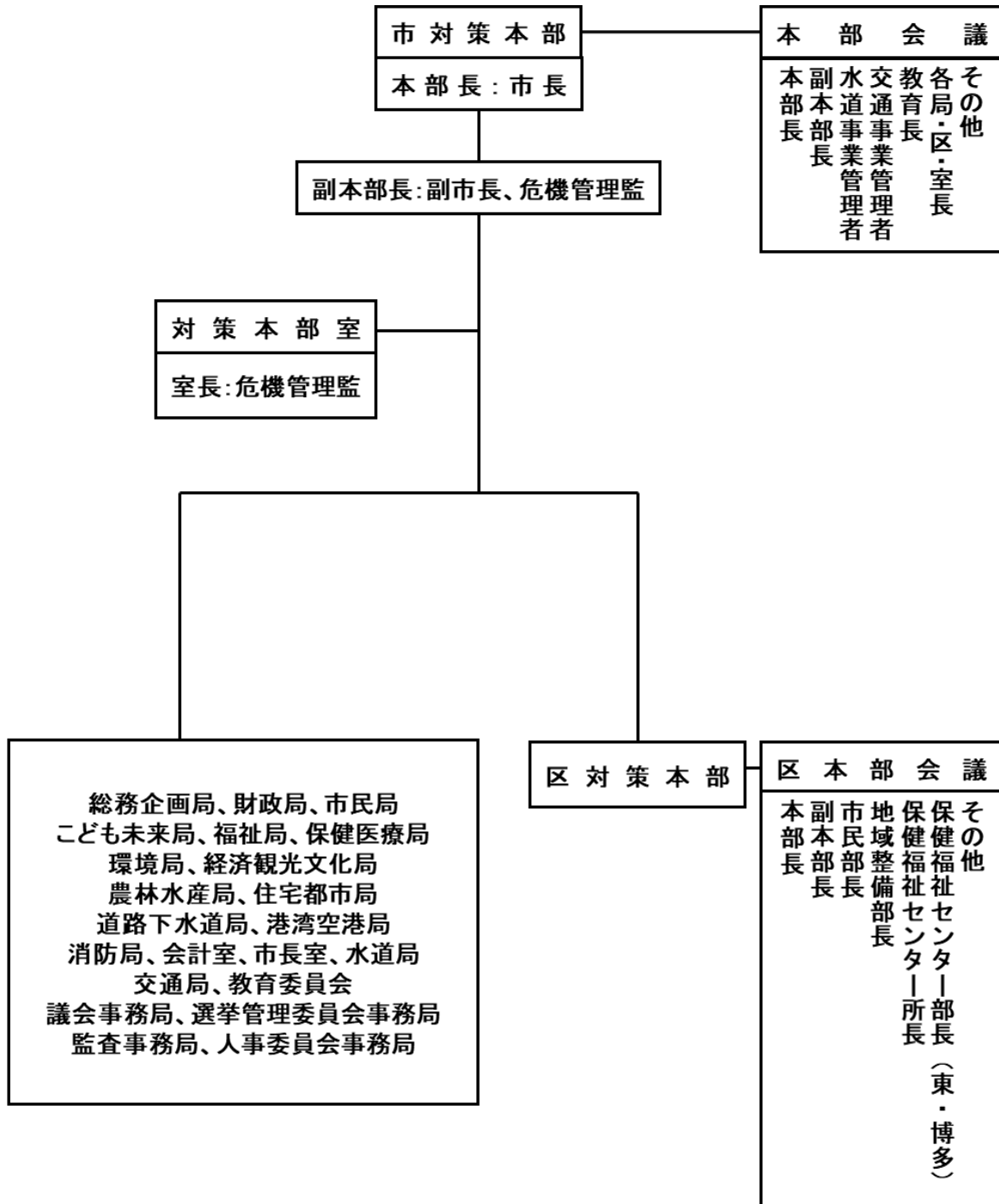
市対策本部の組織構成は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織】



- ※ 市対策本部会議等における決定内容等を踏まえて、各局・区・室において措置を実施（市オペレーションルーム等には、各局・区・室から連絡調整員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）する。
- ※ 本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部会議を招集する。
- ※ 本部長は、必要があると認めるときは、県、県警察、海上保安部、自衛隊、その他関係機関の職員に対し、市対策本部会議への出席を要請することができる。

(2) 市対策本部の組織



※状況により、地域防災計画に示す災害対策本部組織に準じ、機能別チームを編成

(3) 市対策本部の各局等の業務等

各 局 等	事 務 分 掌
各 局 等 共 通	○ 局等の統括及び情報連絡に関すること ○ 関係する国・県及び機関・団体からの情報収集、連絡調整に関すること ○ 市有施設の管理（災害予防・被害状況確認・災害応急対策・復旧対策含む）及び安全対策に関すること ○ 各所管施設利用者の安全確保に関すること ○ 所管業務の維持・継続に関すること
対 策 本 部 室 （市民局防災・危機管理部等）	○ 国民保護措置の総合調整に関すること ○ 現地調整所等に関すること ○ 対策本部会議の実施に関すること ○ 被害情報、避難情報、活動情報等の集約・提供に関すること ○ 防災関係機関との連絡調整等に関すること ○ 警報・緊急通報及び避難指示の伝達、退避の指示、警戒区域の設定の統括に関すること ○ 避難実施要領の策定に関すること ○ 避難所の開設に関すること ○ 避難者対策に関すること ○ 帰宅困難者対策に関すること ○ 物資調達・輸送等に関すること ○ 自衛隊への災害派遣要請に関すること ○ 特殊標章等の交付・許可に関すること ○ 安否情報事務に関すること ○ その他、対策本部の運営に関すること
市 長 室	○ 広報・報道に関すること ○ 市民相談に関すること ○ 対策本部会議実施の支援に関すること ○ 対策本部室の補助及び特命事項に関すること
会 計 室	○ 義援金品の受付に関すること
総 務 企 画 局	○ 職員の動員・BCP 計画の実施及び職員の健康管理等に関すること ○ 代替施設指定の支援に関すること ○ 業務システム・ネットワークの維持・管理に関すること ○ 政府・国会議員の視察等対応に関すること ○ 避難所運営応援職員の指定等に関すること ○ 在住外国人の支援に関すること ○ 国等との連絡調整に関すること ○ 復旧・復興計画の統括に関すること ○ 個別の災害時相互支援協定で支援の枠組みが整っていない場合の支援要請及び受援調整等に関すること ○ 市民の権利利益の迅速な救済の統括に関すること ○ 対策本部室の補助・特命事項に関すること

【 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 】
 〈第 2 章 市国民保護対策本部の設置等〉

財 政 局	○ 庁舎機能の維持・回復、代替施設の指定に関する事 ○ 財政措置に関する事 ○ 市管理施設の被害状況の把握に関する事 ○ 応急対策用地の確保の調整に関する事 ○ 車両の運行の統括に関する事 ○ 市税の減免等に関する事 ○ 家屋被害調査運営の統括に関する事 ○ 市有建築物の復旧対策に関する事 ○ 物資調達の支援に関する事
市 民 局 (防災・危機管理部を除く)	○ 民間団体・ボランティアとの協力に関する事 (災害ボランティアセンターとの連絡調整含む) ○ 災害対策に係る人権・男女等配慮に関する事 ○ 安否情報事務の支援に関する事 ○ 治安・デマ対策に関する事 ○ 渋滞対策等警察との連絡調整に関する事 ○ 管理施設の維持・管理に関する事 ○ 公民館等における充電サービスの提供に関する事 ○ 義援金品の受付・配分の支援に関する事 ○ 消費生活相談に関する事 ○ 対策本部室の補助及び特命事項に関する事
こ ども 未 来 局	○ 児童福祉施設の運営に係る対策に関する事 ○ 児童福祉施設の被害状況及び復旧に関する事 ○ 救助物資の確保、配分に関する事 ○ 義援品の配分に関する事 ○ 要配慮者(こども・障がい児)対策に関する事
福 祉 局	○ 要配慮者(高齢者・障がい者)対策に関する事 ○ 避難所運営の統括に関する事 ○ 被災者援護等(災害見舞金、災害援護資金等に係る事務)に関する事 ○ 義援金の配分に関する事 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整の支援に関する事 ○ 福祉に係る情報・相談窓口の開設に関する事 ○ 管理施設の維持・管理に関する事
保 健 医 療 局	○ 医療救護に関する事 ○ 防疫及び精神保健活動に関する事 ○ 衛生の保持に関する事

【 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 】
 〈第 2 章 市国民保護対策本部の設置等〉

保 健 医 療 局	○ 遺体の埋火葬に関する事 ○ 遺体安置所の開設・運営に関する事 ○ 愛玩動物対策に関する事 ○ 保健に係る情報・相談窓口の開設に関する事 ○ 管理施設の維持・管理に関する事 ○ 環境保全・食料衛生・感染症に関する検査等に関する事 ○ 赤十字標章等の交付・許可に関する事
環 境 局	○ 廃棄物の収集・運搬に関する事 ○ し尿処理対策に関する事 ○ 廃棄物処理対策に関する事 ○ 有害廃棄物処理対策に関する事 ○ 環境保全対策に関する事
経 済 観 光 文 化 局	○ 流通対策に関する事 ○ 中小企業者への災害資金の融資、各種相談等に関する事 ○ 観光施設等の災害対策に関する事 ○ 文化財の保護に関する事 ○ 観光客等の安全対策に関する事 ○ 受援調整（宿泊先の確保等）に関する事 ○ 帰宅困難者対策の支援に関する事 ○ 充電サービスの提供に関する事
農 林 水 産 局 ・ 農 業 委 員 会 事 務 局	○ 農業関係の災害対策に関する事 ○ 林業関係の災害対策に関する事 ○ 水産関係の災害対策に関する事 ○ 農協及び漁協との連絡に関する事 ○ 食糧調達の支援（農産物・水産物・生鮮食料品の確保）に関する事 ○ 物資配送の支援に関する事 ○ 行方不明者捜索の支援（ため池関連）に関する事 ○ 海上火災対策の支援（漁港関連）に関する事
住 宅 都 市 局	○ 交通対策に関する事 ○ 都市防災に関する事 ○ 被災住宅の補修・建替等に係る相談に関する事 ○ 住宅復興資金に関する事 ○ 市営住宅の応急対策及び一時使用に関する事 ○ 応急仮設住宅の建設等に関する事 ○ 宅地造成地等の災害の防止に関する事 ○ 被災建築物応急危険度判定に関する事 ○ 被災宅地危険度判定に関する事 ○ 家屋被害調査の支援に関する事 ○ 住宅金融支援機構融資に係る被害の認定に関する事 ○ 公園等の避難場所及び災害対策用地の確保に関する事 ○ 帰宅困難者対策の支援に関する事

【 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 】
 〈第 2 章 市国民保護対策本部の設置等〉

住 宅 都 市 局	○ 交通インフラの被害状況に関する事 ○ 管理施設の維持・管理に関する事
道 路 下 水 道 局	○ 道路・下水道・河川関連施設等の被害状況の把握に関する事 ○ 道路・下水道・河川関連施設等の応急復旧に関する事 ○ 国・県及び各区土木班との連絡調整に関する事 ○ 公益占有者との連絡調整に関する事 ○ 水防に関する事 ○ 緊急輸送道路の確保に関する事
港 湾 空 港 局	○ 市営渡船利用者等の安全確保に関する事 ○ 災害対策用船舶の確保に関する事 ○ 海上輸送の統括に関する事 ○ 港湾施設の応急復旧等に関する事 ○ 港湾関係機関との連絡に関する事 ○ 臨港地区に係る災害対策用地の確保に関する事 ○ 所管の空港周辺施設の災害対策に関する事 ○ 行方不明者捜索の支援（港湾関係）に関する事 ○ 海上火災対策の支援に関する事
消 防 局	○ 消防隊運用（消防航空の運用、空輸含む）の統括に関する事 ○ 消防通信・指令に関する事 ○ 警報・避難指示等の伝達、避難者誘導、捜索・救出、被害拡大防止措置等の災害応急対策及び活動に関する事 ○ 資機材の調達、消防車両運行に関する事 ○ 緊急消防援助隊等及び DMAT の出動・派遣要請に関する事
水 道 局 ・ 水道サービス公社	○ 水道施設の応急復旧・維持・管理に関する事 ○ 応急給水に関する事 ○ 水運用計画に関する事 ○ 水質検査に関する事
交 通 局	○ 地下鉄の運行に関する事 ○ 地下鉄利用者等の安全確保に関する事 ○ 地下鉄関係施設等の応急復旧に関する事
教 育 委 員 会	○ 児童・生徒の安全確保に関する事 ○ 教育関連施設の安全確認に関する事 ○ 学校施設の衛生確保に関する事 ○ 応急教育に関する事 ○ 給食に関する事 ○ 避難所運営への協力に関する事
議会事務局・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査事務局	○ 災害に対する議会活動の統括に関する事（議会事務局） ○ 区対策本部等の支援に関する事

【 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 】
 〈第 2 章 市国民保護対策本部の設置等〉

各 区 対 策 本 部	○ 区対策本部の設置・運営に関する事
（ 東 区 ）	○ 区における情報収集、連絡調整に関する事
（ 博 多 区 ）	○ 警報の伝達、避難実施要領の内容の伝達、避難者の誘導、警戒に関する
（ 中 央 区 ）	事
（ 南 区 ）	○ 広報に関する事
（ 城 南 区 ）	○ ボランティアの活動調整に関する事
（ 早 良 区 ）	○ り災証明及びり災届出証明の発行に関する事
（ 西 区 ）	○ 避難所の開設・運営に関する事
	○ 避難対策に関する事
	○ 物資調達、輸送に関する事
	○ 食糧等の供給に関する事
	○ 要配慮者対策に関する事
	○ 家屋被害調査に関する事
	○ 義援金品の受付・配布に関する事
	○ 災害援護資金の貸付に関する事
	○ 災害見舞金の配布に関する事
	○ 衛生保持対策に関する事
	○ 救助、応急医療活動に関する事
	○ 水防に関する事
	○ 管内被災個所の応急措置に関する事
	○ 緊急輸送路の確保に関する事
	○ し尿・ごみ等の処理並びに消毒に関する事
	○ 広報車等による市民への災害情報の提供に関する事
	○ 区役所における情報相談窓口の設置に関する事
	○ 安否情報の収集・提供に関する事

※各局等の体制・事務分担については別途定める。

5 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

■ 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行い、また、広報を一元的に行うため、対策本部室は広報責任者を設置する。

■ 広報活動

住民等に迅速に提供できる体制を確保するため、インターネットホームページ、問い合わせ窓口の開設、記者発表、広報誌等の他の様々な広報手段を活用するとともに、放送事業者（テレビ・ラジオ）に広報の要請を行う。

【広報における留意事項】

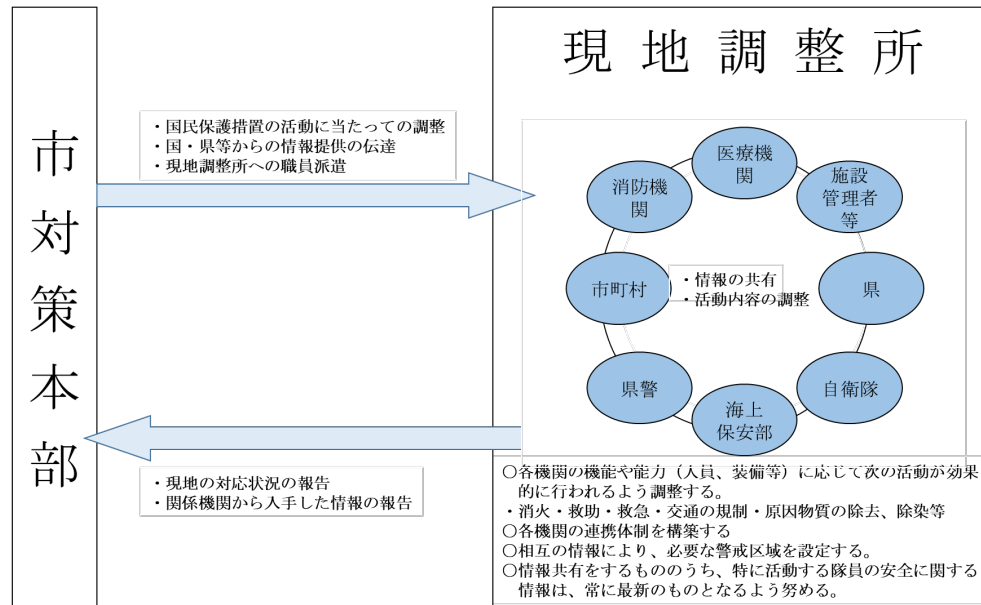
- 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- 市対策本部において重要な方針を決定した場合等広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- 県と連携した広報体制を構築する。

※ 関係する報道機関【資料編2 関係機関の連絡窓口 報道関係機関】

6 現地調整所の設置

- 市は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関*1の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。
- 関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。

【現地調整所の組織編成】



(1) 設置の目的等

現地調整所については、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするため、必要に応じて市が積極的に設置する。

(2) 設置場所

現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

(3) 関係機関の連携の強化等

- 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。
- 現地調整所の設置により、市は、消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことができ、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。

*1 県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等

- 現地調整所における最新の情報については、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かす。

(4) 関係機関の現地調整所への市職員の派遣

他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる。

市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。

(注) 市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

7 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

- 市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。
- 市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。
- 市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

- 市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。
- 市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

8 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、市防災行政無線等若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行う等通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携する必要がある、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるための必要な事項を以下に定める。

第1節 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じて国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

- 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国・県の現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力する。
- 市は、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。
- 市現地対策本部長と市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者を持って充てる。

第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への

措置要請等

1 知事等への措置要請

- 市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
- 市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

- 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
- 市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。
- 市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる連隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする方面總監、海上自衛隊にあっては市の区域を警備区域とする地方總監、航空自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

区分	組織	所在地	連絡先
地方協力本部長	自衛隊福岡地方協力本部	福岡市博多区竹丘町1－12	092-584-1881～3
協議会委員 (第40普通科連隊長)	第40普通科連隊	北九州市小倉南区北方5－1－1	093-962-7681 (内232)

- 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動 *1及び知事の要請に基づく出動 *2）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

*1 防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動）：「自衛隊法第78条」による。

*2 知事の要請に基づく出動：「自衛隊法第81条」による。

第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町村長等への応援の要求

- 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

2 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託

- 市は、国民保護措置を実施するため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ② 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- 市は、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、その内容を速やかに議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

1 関係機関の職員の派遣の要請

- 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
- 市は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

2 当該機関の職員の派遣の要請手順

- 市は、1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。
- 市は、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あつせんを求める。

第6節 市の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等

- 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 自主防災組織等に対する支援等

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治協議会等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

- 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。
- 市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮に努める。
- 市は、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ

- 市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握する。
- 市は、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8節 住民への協力要請

- 市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。
- 市は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

【住民への協力要請事項】

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報の伝達及び避難住民の誘導等

第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知等に必要な事項について定める。

1 警報の内容の伝達等

【警報】

武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民を保護するために、国対策本部長が発令する。（広範囲で地域を特定しない。）

【緊急通報】

実際に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険を防止するために知事が、緊急に発令する。（地域が限定される。）

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体*1に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- 市は、他の執行機関その他関係機関（教育委員会、市立病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。
- 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<https://www.city.fukuoka.lg.jp/bousai/index.html>) に警報の内容を掲載する。

*1 消防団、自治協議会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校等。

(3) 警報の内容

警報の内容は、警報を受けた者がそれぞれの立場に応じ適切な措置を講じることができるよう、次の内容とされている。

【警報の内容】

■ 武力攻撃事態等の現状及び予測

- 航空機等の接近、相手国の侵攻状況等相手国の軍隊等の状況及びこれらの今後の予測

■ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

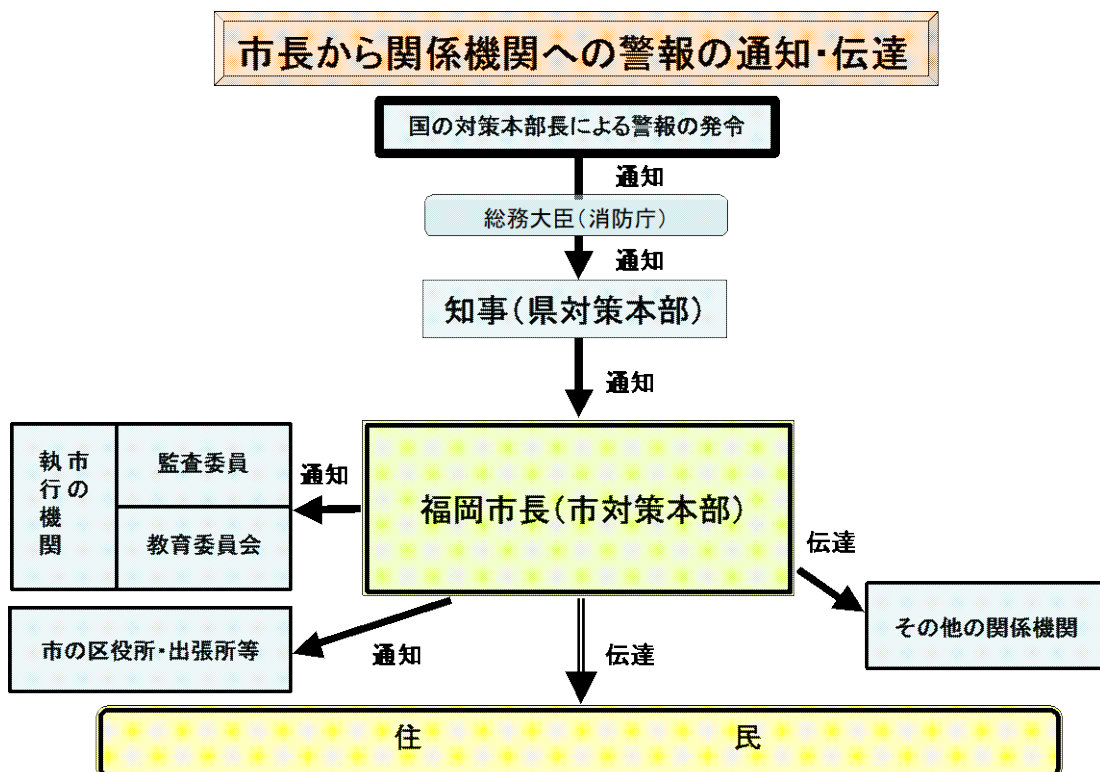
- 当該地域の都道府県名、市町村名等

■ 住民及び公私の団体に対し周知すべき事項

- 避難誘導者の指示に従って冷静に行動することやテレビ・ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めること等の必要な事項

2 警報の内容の伝達方法

市長から関係機関への警報の通知・伝達の系統図を示す。



- (1) 警報の内容の伝達方法は、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

なお、警報の伝達手段の複数化を図るなど、より確実な伝達について検討する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

国が定めたサイレンを広報車等を活用し最大音量で吹鳴して住民に注意喚起するとともに、防災行政無線、ホームページへの掲載等あらゆる手段により、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

- ③ 消防団や自主防災組織による伝達、自治協議会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 市は、自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

- 市は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行う。
- 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治協議会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行う等、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。
- 市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

具体的には、避難行動要支援者について、「福祉局」との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用する等、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 市は、船舶に対する警報の伝達について、海上保安庁が行う伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に伝達されるよう努めるものとする。

(5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

(6) 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項

① 市内における警報の伝達

市は、防災における情報の伝達方法等を踏まえ、防災行政無線、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治協議会等による連絡網の活用等、あらゆる手段を利用して、警報の伝達が確実に行われるように努める。

② 離島、過疎地域における警報の伝達

- 市は、防災行政無線等の使用、消防団等による伝達、自治協議会等による連絡網の活用等を図る。
- 市は、状況に応じてファックス、電子メール等を利用する等して、警報の伝達が確実に行われるように努める。

③ 大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達

- 市は、大規模集客施設等の施設管理者に対し、県との役割分担に沿って多様な媒体により警報の伝達に努める。
- 施設管理者は、館内放送を利用する等により、速やかに施設内における利用者への伝達に努める。

④ 高齢者、障がい者、児童等に対する警報の伝達

- 市は、防災における体制等を活用し高齢者等の要配慮者への対応を優先する。
- 市は、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を努める。
- 市は、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努める。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

県の計画によると、以下の様式となっている。

【緊急通報の例】

国民保護法に係る緊急通報(例)	
福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在	
1 事態の現状 日時 場所 状況	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分頃、 〇市〇〇海岸付近において、 不審なゴムボートが座礁。武装した2～3人組が付近に潜んでいる 模様です。 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報がありました。 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われています。
2 今後の予測	付近の外出は、事件に巻き込まれる可能性があります。
3 周知事項	〇〇海岸付近に居住する住民等は、屋内で施錠の上待機し、 テレビ・ラジオなどにより情報を収集し、今後の行政の指示を待つ てください。 その他不審者に関する情報等があれば、以下に連絡してください。 福岡県総務部防災危機管理局防災企画課(電話番号) 若しくは、もよりの市役所、町村役場(電話番号)
4 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課(電話番号、FAX番 号)

(※ 県国民保護計画より)

第2節 避難住民の誘導等

- 市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。
- 住民の避難誘導等は、市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、住民等への避難の指示の伝達及び避難住民の誘導について定める。

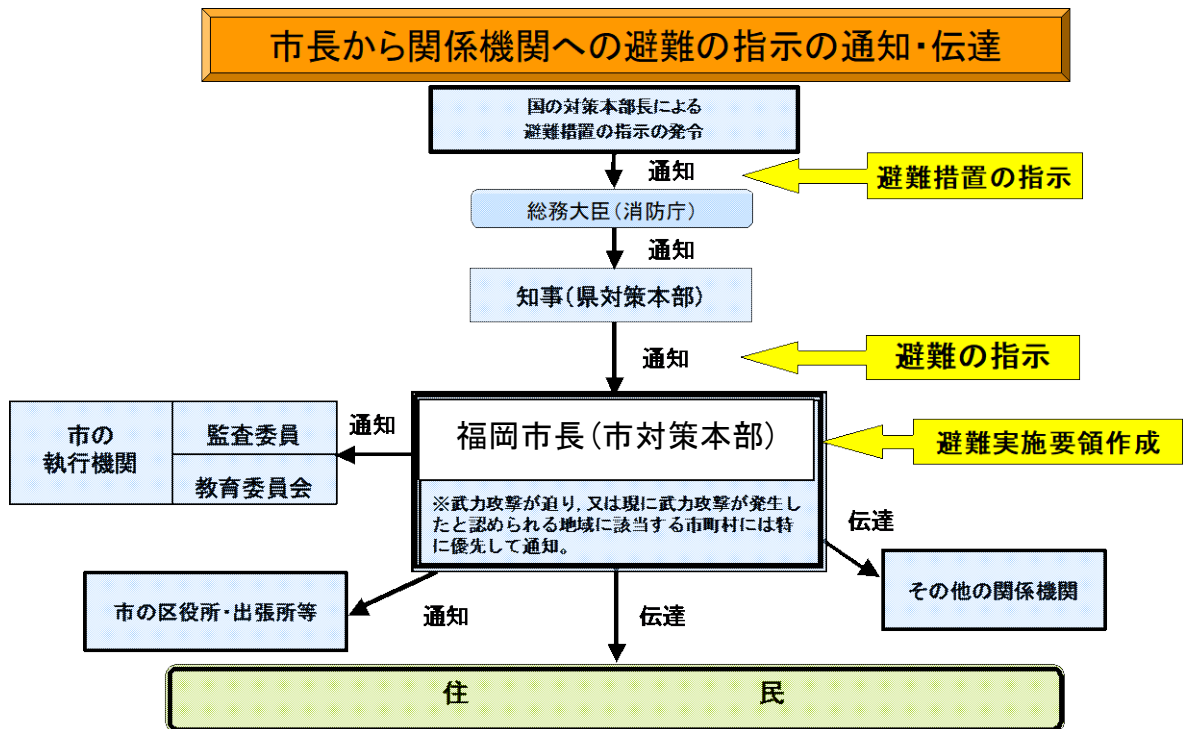
1 避難の指示の通知・伝達

- 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【知事による避難の指示の内容】

- 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- 関係機関が講ずべき措置の概要
- 主要な避難の経路、避難のための交通手段、その他避難の方法

○ 避難の指示の流れには下図のとおりである。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領の作成及び報告

- 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成する。
- 市長は、当該案について、各執行機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を作成する。
- 市長は、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。
- 市長は、作成した避難実施要領を直ちに知事に報告する。
- 市長は、知事による避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

避難実施要領の作成に際しての主な留意事項を、以下に示す。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導の実施方法
- 避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領作成の留意点について】

- 避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成する。
- 県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことを基本に作成する。
- 緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにする等、避難実施要領を簡潔な内容で作成することもあり得る。

(3) 避難実施要領の作成における考慮事項

避難実施要領の作成に際しては、県の国民保護計画における避難の方法の基本的な考え方に従って、以下の点に考慮する。

【避難実施要領の作成の際における考慮事項】

- 避難の指示内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- 避難住民の概数把握
- 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- 輸送手段の確保の調整（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿の活用、避難行動要支援者支援班の設置）
- 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【市の計画作成の基準としての避難実施要領の記載項目】

※ 可能な限り具体的に記載する。

□印：チェック欄

項目	記載内容
① 要避難地域	□避難が必要な地域の住所 (福岡市 区)
② 避難誘導の単位	□自治協議会 □自治会・町内会 □事業所
③ 避難先	□避難先の住所 () □施設名 ()
④ 一時集合場所	避難住民の誘導や運送の拠点となる □住所 () □場所名 ()
⑤ 集合方法	□集合場所への交通手段 ()
⑥ 避難の手段	避難誘導の交通手段 ()
⑦ 出発時刻等	□避難誘導の際の交通手段の出発時刻： 時 分 □避難誘導を開始する時間： 時 分
⑧ 集合に当たっての留意事項	□集合後の安否確認(有・無) □要配慮者への配慮事項 () □集合の際の避難住民の留意事項 ()
⑨ 避難の経路	□避難の経路 () □避難誘導の詳細 ()
⑩ 市職員、消防職団員の配置等	□関係市職員、消防職団員の配置 () □関係市職員、消防職団員の担当業務 ()
⑪ 避難行動要支援者への対応	□避難行動要支援者への対応方法 ()
⑫ 要避難地域における残留者の確認	□残留者の確認方法 ()
⑬ 避難誘導中の食料等の支援	□避難住民へ支援内容 (食料・飲料水・医療・情報等)
⑭ 携行品、服装	□避難住民の携行品、服装 ()
⑮ 緊急連絡先等	□問題が発生した際の緊急連絡先 ()

【市が作成する避難実施要領（参考例）】

避難実施要領（例示）

福岡県 福岡市長

月 日 時 分現在

1 事態の状況及び避難の必要性

○日○時○分 A 地区で発生した爆発について、化学剤を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の○市○地域及びその風下となる地域を要避難地域として、屋内へ避難するよう知事より避難の指示が発令された。

2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

市における住民の避難は、次の方法で行う。

- (1) 市の A 地区の住民は、B 市の B 地区にある B 市立 B 高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：市 A 地区の住民は、市立 A 小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治協議会、自治会・町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B 市立 B 高校体育館に避難する。

鉄道の場合：市 A 地区の住民は、○○鉄道△△線 A A 駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治協議会、自治会・町内会、事業所等の単位で行動し、A A 駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又は A A 通りを使用すること

集合後は、○日○時○分発 B 市 B 駅行きの電車で避難する。B 市 B 駅到着後は、B 市職員及び A 市職員の誘導に従って、主に徒歩で B 市立 B 高校体育館に避難する。

船舶の場合：市 A 地区の住民は、市 A 港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治協議会、自治会・町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発 B 市 B 1 港行きの、市営汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) 市 C 地区の住民は、B 市 B 地区にある B 市立 B 中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

3 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難施設運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難の指示を通知した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治協議会等地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の協力を要請する。

4 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合等の、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

福岡市対策本部 担当 福岡〇男

T E L 092-52×-××51（内線 ××××）

F A X 092-52×-××52

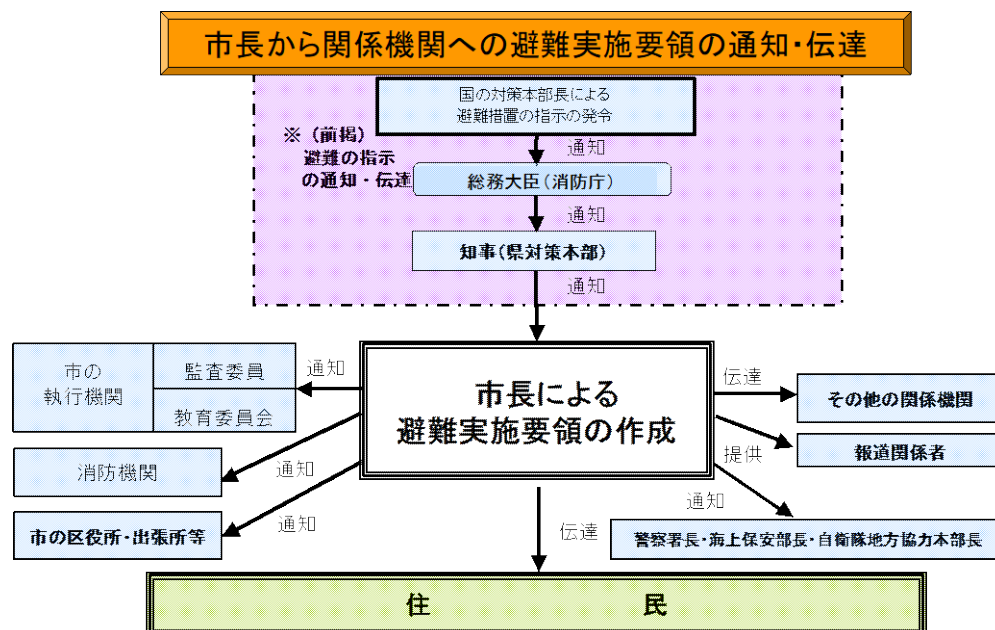
・・・・・・以下略・・・・・・

【国対策本部長による利用指針の調整】

- 自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- 市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第 6 条第 3 項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第 6 条第 4 項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

- 市は、避難実施要領を作成後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。
- 市は、住民に対して、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。
- 市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。
- 市は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 避難住民の誘導

- 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。
- 市は、避難実施要領の内容に沿って、自治協議会、自治会・町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- 市は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の

連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

- 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。
- 市は、夜間には暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備する等住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

①消防局の活動

- 消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する。
- 消防局は、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

②消防団の活動

- 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治協議会等と連携した避難住民の誘導を行う。
- 消防団は、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

- 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。
- 市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。
- 市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 住民への協力要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治協議会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

- 市は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。
- 市は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

- 市は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護事業者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。
- 市は、「避難行動要支援者名簿」を活用し対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を明確にする。
- 市は、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 残留者等への対応

- 市は、避難の誘導に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。
- 市は、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難施設等における安全確保等

- 市は、県警察等と協力し、被災地及びその周辺における警戒の強化、避難施設等の定期的な巡回を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努める。
- 市は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなどの連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じて、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について*2」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

*2 詳細は、平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知による。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

- 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。
- 市は、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- 市長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合する等広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

- 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
- 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知することができる。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 退避の指示*3

- 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

【退避の指示について】

- 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。
- ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

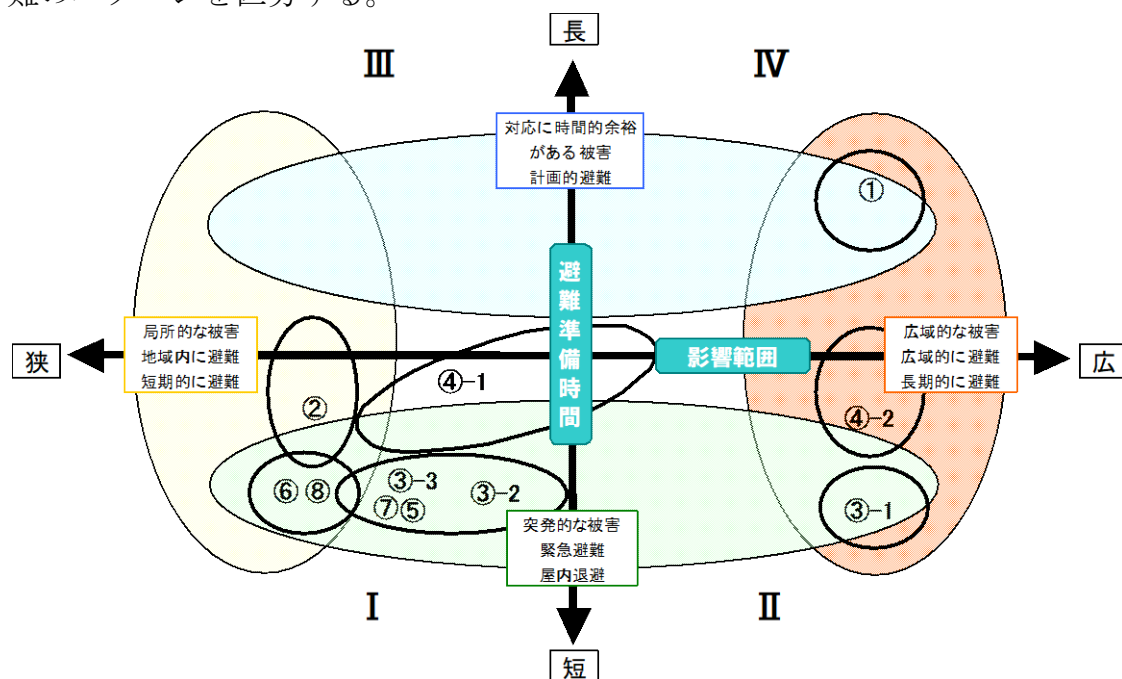
*3 第3編第7章第2節 「応急措置等」を参照

5 避難の方法の基本的考え方

(1) 事態の類型と避難のパターン

住民の避難の方法については、以下の区分による事態への対処が必要となる。

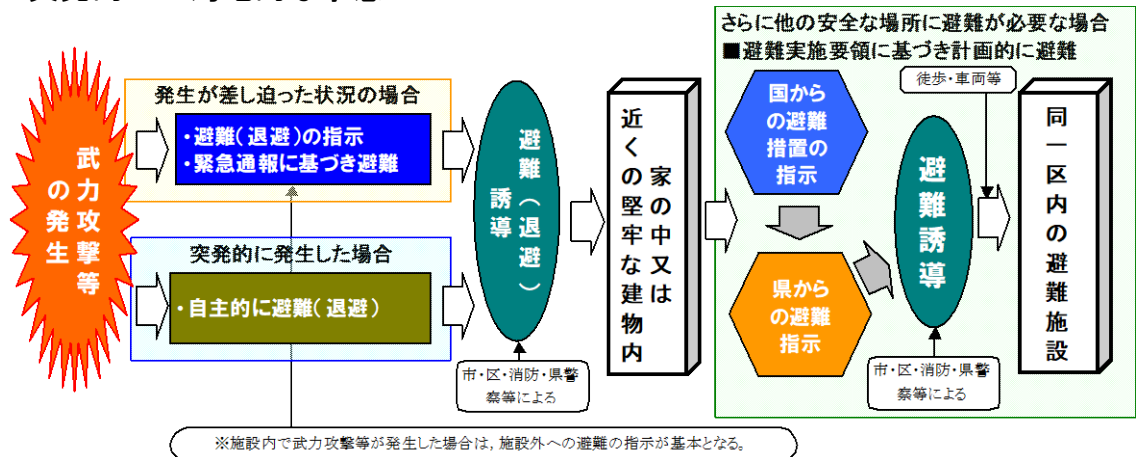
概ね、以下のような「時間」・「地域」・「被害の規模」により事態の類型と避難のパターンを区分する。



事態の類型	武力攻撃事態	① : 着上陸侵攻 ② : ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③-1 : 弾道ミサイル攻撃(核弾頭) ③-2 : 弾道ミサイル攻撃(BC弾頭) ③-3 : 弾道ミサイル攻撃(通常弾頭) ④-1 : 航空攻撃 ④-2 : 航空攻撃(核爆弾)
	緊急対処事態	⑤ : 危険物質を有する施設への攻撃 ⑥ : 大規模集客施設等への攻撃 ⑦ : 大量殺傷物質による攻撃 ⑧ : 交通機関を破壊手段とした攻撃
避難のパターン	I : 直ちに家の中や近くの堅牢な建物等に避難 ≪突発的かつ局地的な事態≫ II : 直ちに近くの堅牢な建物等に避難し、放射線の低減等を確認した上でさらに広域的に避難 ≪突発的かつ広範囲な事態(核弾頭が使用された場合)≫ III : 計画的に同一市区等の避難場所に避難 ≪時間的余裕がありかつ局地的な事態≫ IV : 計画的に他市区の避難場所に避難 ≪時間的余裕がありかつ広範囲な事態≫	

(2) 想定される事態における避難のパターンと留意事項

ア 突発的かつ局地的な事態



【 避難のパターンⅠ：直ちに家の中や近くの堅牢な建物等に避難 】

《想定される事態の類型》

- ③-2 弾道ミサイルによる攻撃（BC 弾頭）
- ③-3 弾道ミサイルによる攻撃（通常弾頭）
- ④-1 航空攻撃

《避難時の留意事項》

- 市は、弾道ミサイル攻撃や航空攻撃に伴う警報の発令の場合には、警報と同時に、住民を屋内に避難させる。
- 市は、できるだけ、近隣のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。
- 市は、着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させる。

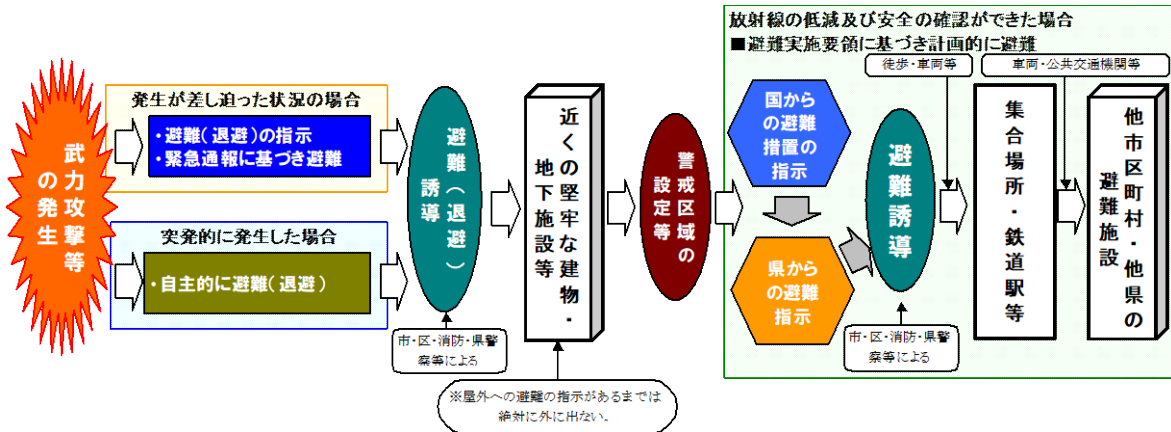
《想定される事態の類型》

- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃（突然、攻撃が開始された場合）
- ⑤ 危険物質を有する施設への攻撃 ⑥ 大規模集客施設等への攻撃
- ⑦ 大量殺傷物質による攻撃 ⑧ 交通機関を破壊手段とした攻撃

《避難時の留意事項》

- 市は、知事による避難の指示が行われた場合には、早急に避難の伝達を行い、要避難地域からの避難を迅速に実施する。
- ゲリラ等による急襲的な攻撃により、知事による避難措置の指示を待てない場合には、攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入を禁止する。
- 移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置もあり得る。

イ 突発的かつ広範囲な事態（核弾頭が使用された場合）



【 避難のパターンⅡ：直ちに近くの堅牢な建物等に避難し、放射線の低減等を確認した上でさらに広域的に避難 】

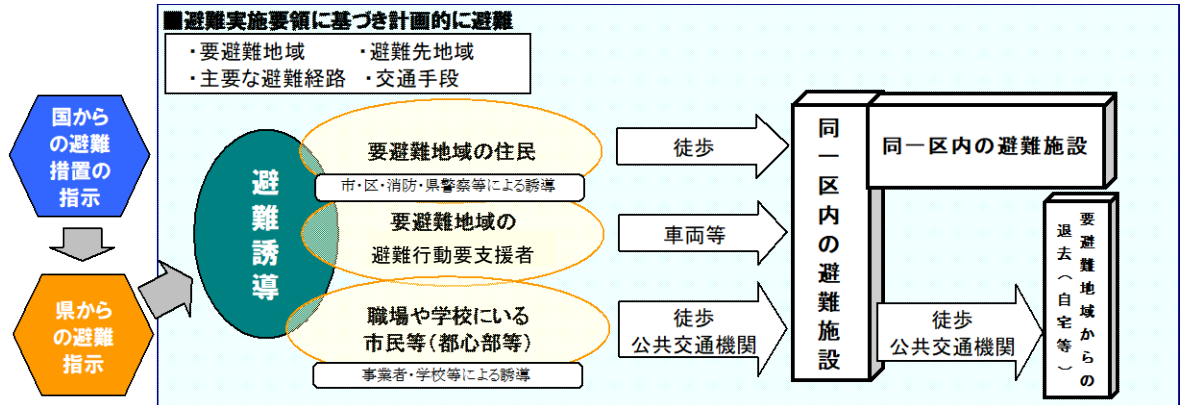
《想定される事態の類型》

- ③-1 弾道ミサイルによる攻撃（核弾頭）
- ④-2 航空攻撃（核弾頭）

《避難時の留意事項》

- 市は、国及び県における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、事態の状況を判断し、次のような避難を行う。
 - ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くのコンクリート建築物等の屋内へ避難
 - ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難
 - ・ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示
- 避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うこと等に留意して避難の誘導を行う。
- 市は、着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させる。

ウ 時間的余裕がありかつ局地的な事態



【 避難のパターンⅢ : 計画的に同一市区等の避難場所に避難 】

《想定される事態の類型》

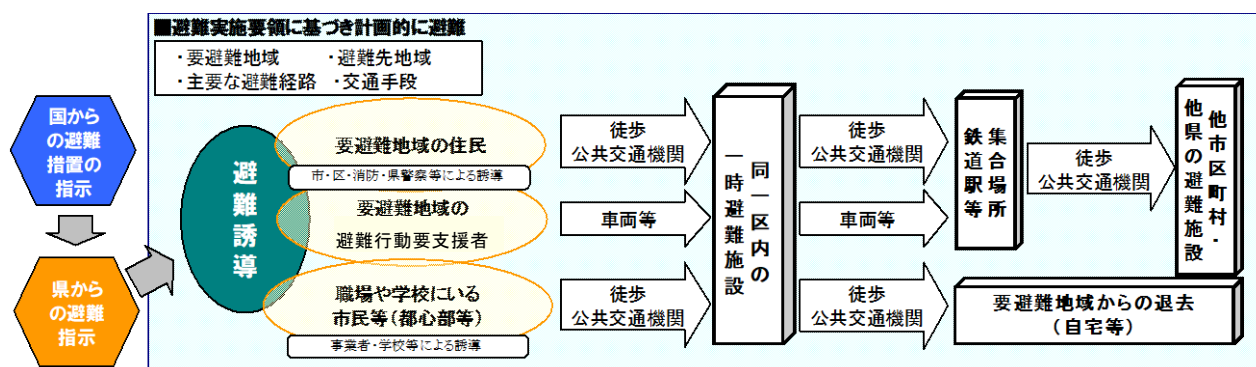
② ゲリラや特殊部隊による攻撃

(ゲリラや特殊部隊が施設を占拠して立てこもった場合)

《避難時の留意事項》

- 区又は小学校区内での避難については、避難施設まで原則として徒歩等により移動させる。

エ 時間的余裕がありかつ広範囲な事態



【 避難のパターンⅣ : 計画的に他市区の避難場所に避難 】

《想定される事態の類型》

① 着上陸侵攻

《避難時の留意事項》

区又は小学校区の区域を越える避難については、避難時の渋滞等が引き起こす混乱を回避することが重要であり、基本的に次の方法により避難誘導を行う。

- 要避難地域において、避難者は、あらかじめ市により指定された集合場所に移動する。
 - ・ 市内の集合場所まで原則として徒歩等により移動する。
 - ・ 鉄軌道による避難を行う場合、集合場所として駅に近い場所をあらかじめ指定する。
- 市は、集合場所及び避難施設において避難者の確認を行う。
- 要避難地域の集合場所から避難先地域の避難施設へ移動する。
 - ・ 原則として指定公共機関、指定地方公共機関及び市が保有するバス、電車等により移動する。
 - ・ バスによる移動で道路が狭隘である等により避難施設まで乗車できない場合、避難施設の近接地で降車し、徒歩等により移動する。
 - ・ 鉄軌道による避難を行う場合、集合場所からバス等により移動する。

※ 市の区域を越える住民の避難の場合には、他の市町村との調整を要する。

6 地域の状況に応じた住民の避難等

(1) 都心における住民の避難

- 知事は、国対策本部長の判断に基づく避難措置の指示により、避難の指示を行う。
- 国対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除き、混乱発生の防止のため、まず直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行う。
- 県は、この国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国対策本部長の指示を待って対応する。
- 市は、知事の避難の指示を踏まえ、あらかじめ避難の準備ができる場合を除き、直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難誘導を行う。また、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難誘導を行う。
- 市は、その後の事態の推移に応じた知事の指示を待って対応する。
- 市は、避難に当たって、大人数が集中することによる混乱を防ぐため、できる限り地域、自治協議会、学校、施設、事業所単位で集合し、要配慮者等に配慮しつつ、地域等毎に順次誘導を行う。

(2) 離島における住民の避難

- 市は、離島の住民の避難に際しては、市営渡船等市が準備する船舶を利用させることとし、輸送力の不足が見込まれるときは、運送事業者である指定地方公共機関による運送を求める。
- 市は、必要があるときは、知事に対し、速やかに海上保安部に連絡し、避難への協力要請を行うよう求める。
- 市は、速やかに、避難すべき住民の数、確保が見込める輸送量及び避難に要する輸送回数、運送手段の不足の見込み等について知事に報告する。

離島	担当区	人口			世帯数	輸送手段
		総数	男	女		
能古島	西区	658	302	356	351	・船舶（市渡船、消防艇、指定地方公共機関の船舶、海上保安部船、漁船） ・航空機（消防ヘリ、海上保安部ヘリ）
玄界島	西区	361	181	180	200	
小呂島	西区	158	80	78	72	

(※) 人口、世帯数は、令和4年5月末現在の住民基本台帳より。

(3) 交通網の寸断などによる孤立等の恐れのある住民の避難

- 市は、孤立等の恐れのある住民の避難に際しては、住民の運送手段としてバス等を利用させ、道路等の状況を踏まえ避難経路の確保を行う。
- 市は、避難に当たって、学校、施設あるいは集落単位で集合させることとし、徒歩による移動が長時間にわたる場合の自家用車等利用等集合方法に関して地域の実情に応じて指示する。

(4) 大規模集客施設等の利用者の避難

- 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設等における住民の避難に際しては、施設管理者等と連携を図り、館内放送を利用して情報を提供する等により混乱の防止に努める。
- 施設の特性や事態の推移に応じて、避難時の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を行うものとする。

(5) 避難行動要支援者の避難

- 市は、施設入居者等について、それぞれの施設管理者と連携し、できる限りまとまって避難することとし、市長は、その状況について家族等に周知を図る。
- 避難行動要支援者の避難について、家族や市職員、消防職団員、福祉関係者、自主防災組織、近隣の住民等の避難支援者は、避難行動要支援者を要避難地域の集合場所に移動させる。
- 集合場所において市が事前に把握している避難行動要支援者の状況に応じて、以下の方法のいずれかにより、避難先地域の避難施設に移動させる。
 - ・ バス等により乗り換えて避難先地域の避難施設に移動させる。
 - ・ 自家用車等により避難先地域の避難施設に移動させる。
- 要避難地域の集合場所及び避難施設において、避難状況等の確認を行う際に、避難行動要支援者の情報を確実に得るなど、その対応に特に留意する必要がある。
- その他、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）」を参考とする。

第 5 章 救援

第 1 節 救援の実施

1 救援の実施

市長は、県を通じて国対策本部長による救援の指示を受けたときは、次に掲げる救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

(1) 救援に関する措置

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び措置
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）」の内容に基づき救援の措置を行う。

なお、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(3) 救援の実施に係る調整

- 市は、県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、県と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。
- 医療の提供に伴い必要となる赤十字標章の交付及び実費弁償についても、県と同様の立場で実施する。

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携

市は、日本赤十字社に委託する救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、「避難住民の運送の求め等*1」に準じて行う。

5 救援への協力

- 市長は、救援を行うため必要があるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、援助の協力について要請する。
- 市は、救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

*1 「第3編 第4章 第2節 3(12)」を参照する。

第3節 救援の内容

1 救援の内容

(1) 救援に関する基礎資料

市は、救援に関する措置を実施するため、市対策本部内に集約された情報とともに、平素において準備する市の基礎的な資料を効果的に活用する。

(2) 救援に必要な物資の推計

市は、平素から準備している資料、市対策本部で集約した情報を基に要避難地域、避難住民数等を想定し、避難誘導時及び避難施設における救援に必要な物資の品目・量を推計する。

【必要物資の推計に当たり特に検討すべき事項】

- 物資の提供対象人数、世帯数の把握
- 当該品目に関する市の備蓄数量、備蓄場所
- 市の協定等に基づく調達可能数量、調達可能先の確認
- 市の備蓄又は調達可能数量

(3) 救援における県との連携

市は、県が集約し、所有している資料の提供を求める等により市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(4) 救援の実施にあたっての留意点

市は、救援の実施に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児等に対して十分配慮するとともに、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所等の供与
- 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の支援要請
- 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の支援要請
- 提供対象人数及び世帯数の把握
- 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資運送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

- 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- 避難住民等の健康状態の把握
- 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- 物資の引渡場所や一時集積場所の確保
- 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

④ 被災者の捜索及び救出

- 県警察及び海上保安部が行う被災者の捜索及び救出活動との連携
[捜索及び救出の開始時期]
 - ・ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索及び救出する。
- 被災情報、安否情報等の収集への協力

⑤ 埋葬及び火葬

- 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- 広域的な観点から武力攻撃災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための市町村間及び近接県との連絡調整
- 埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応

⑥ 電話その他の通信設備の提供

- 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- 聴覚障がい者等への対応

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- 応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与

- 児童生徒の被災状況の収集
- 不足する学用品の把握
- 学用品の給与体制の確保

⑨ 遺体の搜索及び措置

- 遺体の搜索及び措置の実施についての県警察、海上保安部、自衛隊の関係機関との連携
- 被災情報、安否情報の確認
- 遺体の搜索及び措置の時期や場所の決定
[遺体の搜索及び措置の開始時期]
 - ・ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- 遺体の措置方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- 遺体の一時保管場所の確保
- 県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡等の実施

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- 障害物の除去の実施時期及び施工者との調整
- 障害物の除去に関する相談窓口の設置

(5) 救援に当たって特に留意が必要な事項

① 都心における救援

- 都心における救援に当たっては、対象となる住民が多数になることから、対応能力では不足することが見込まれるため、速やかに救援すべき住民の数や必要となる物資・飲料水の数量及び医療の提供内容等の把握に努める。
- 市のみでの対応では物資の供給や医療の提供について不足が見込まれる場合、市長は、速やかに他の市町村、県、国、に対して支援や応援の要請を行う。

② 高齢者、障がい者、乳幼児等の救援

- 収容施設はバリアフリー化に努め、必要に応じて福祉避難所を設ける等それぞれの状況に応じた利用を考慮する。
- 食料や生活必需品の提供に当たっては、それぞれの健康状態等に応じたものが確実に配布されるようにする。
- さまざまな情報が正確に伝達されるよう、映像・文字及び音声等による情報の提供に配慮する。
- それぞれの健康状態等に応じた医療の提供が出来る体制を整えとともに、巡回相談等により必要とする救援内容を的確に把握するよう努める。

2 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

(1) 広域的応援体制の確保

市長は、必要に応じ県及び医療に係る指定公共機関に被災地・避難先地域以外の医療施設における後方医療活動を依頼する。

(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(3) N B C 攻撃を受けた場合の医療活動等*2

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合

- 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施(被ばく線量計による管理等の防護措置を実施)
- 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療活動の実施

② 生物剤による攻撃の場合

- 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置)
- 県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

③ 化学剤による攻撃の場合

- 消防、県警察、海上保安部及び自衛隊等による、化学剤の特性に応じた早期の患者の除染、速やかな搬送等の実施(防護服の着用等、隊員の安全措置を実施)
- 県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

*2 第3編 第7章 第4節 「武力攻撃原子力災害及びN B C 攻撃による災害への対処等」による。

3 救援の際の物資の売渡し要請等

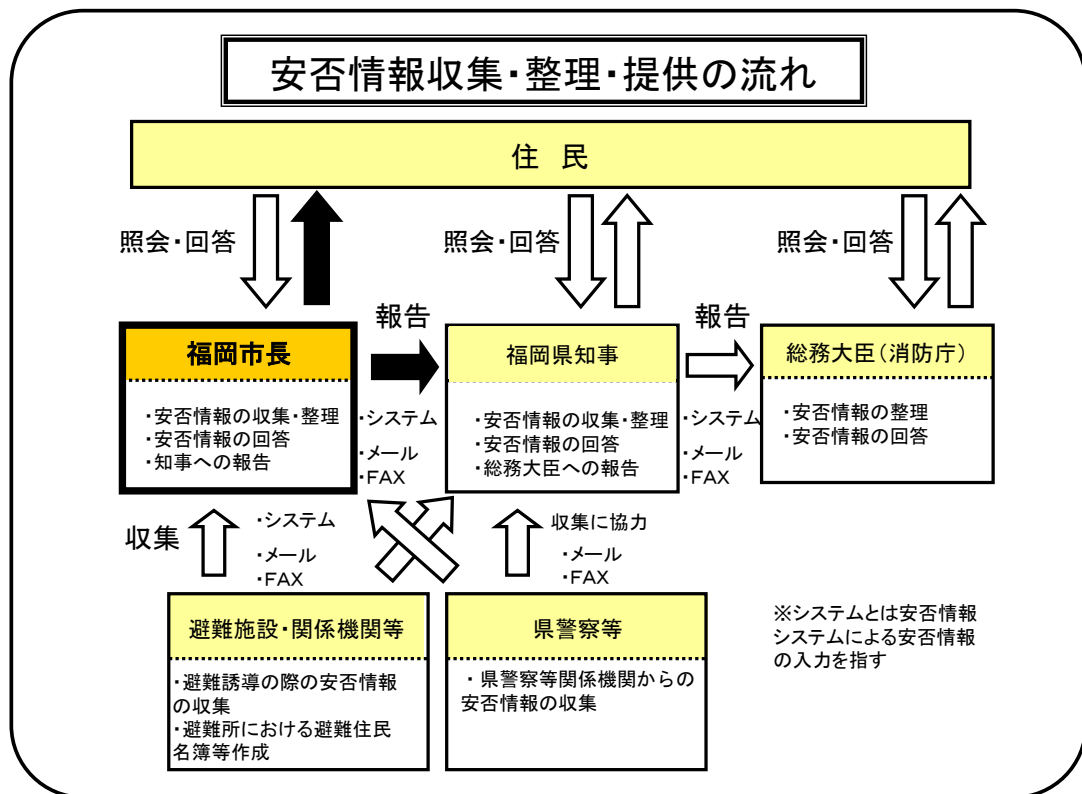
- 市長は、救援を行うため緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ国民保護法に基づき、次の措置を講じることができる。

- ① 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する特定物資の売渡しに係る要請等
 - ② 上記①の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
 - ③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
 - ④ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則として土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
 - ⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
 - ⑥ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
 - ⑦ 医療の要請及び指示
- なお、市長は、②～④の措置を行う場合は、公用令書を交付する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れ図を下記に示す。



第1節 安否情報の収集等

1 安否情報の収集

- 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

- 安否情報を収集する様式については、「安否情報省令」第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式*1により行う。
- 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して避難者名簿を作成する等により行う。

2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

第2節 県に対する報告

- 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合には、「安否情報省令」第2条に規定する様式第3号*2に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。
- 市は、事態が急迫して上記の方法によることができない場合は、口頭や電話等での報告を行う。

*1 安否情報収集様式：「安否情報省令第1条」による。

*2 資料編3 様式第3号：「安否情報省令第2条」による。

第3節 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付

- 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- 市は、住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、「安否情報省令」第3条に規定する様式第4号*3に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。
- 市は、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付ける。

2 安否情報の回答

- 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行う。
- 市は、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を様式第5号*4により回答する。
- 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人の情報の保護への配慮

- 市は、安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底する等、安否情報データの管理を徹底する。
- 市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

*3 資料編3 様式第4号：「安否情報省令第3条」による。

*4 資料編3 様式第5号：「安否情報省令第4条」による。

第 4 節 日本赤十字社に対する協力

- 市は、日本赤十字社福岡県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。
- 市は、当該安否情報の提供に当たっても、第 3 節 2、3 と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

- 市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の実応ととも、特殊な武力攻撃災害への実応や活動時の安全の確保に留意し、他の機関との連携のもとで活動を行う。
- 市は、武力攻撃災害への対処に関する基本的な事項を定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市長は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防局は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、前項の他、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

- 市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う。
- 市は、上記の措置の実施に必要な事項を定める。

1 退避の指示*1

(1) 退避の指示

- 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。
- 市長は、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

- 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。
- ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示(例)】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街等屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

*1 「国民保護法 第112条」による。

【屋内退避の指示について】

○ 市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① NBC 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 相手国等のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達する。
- 市は、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、県に通知を行う。
- 市は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有する。
- 市長は、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- 市長は、市職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞く等安全確認を行った上で活動させる。
- 市長は、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

- 警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。
- 警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。
- 市長は、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。
- 市長は、NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。
- 市長は、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずる。
- 市長は、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(3) 損失補償*2

市は、法律の規定に基づき行われた物資の収用、土地・建物等の使用等その他の処分により生じる損失については適切な補償を行わなければならない。

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

- 市は、武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努める。
- 市は、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

- 消防局は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。
- 消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行う。
- 消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

*2 「国民保護法 第159条」による。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長又は消防長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

この場合、市長は知事に対して、その旨を通報する。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要する等必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

- 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集する。
- 市長は、出動拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図る等消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

- 市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保する。
- 市長は、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行う等、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ*3の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供する。
- 市長は、県警察等との連携した活動体制を確立する等、安全の確保のための必要な措置を行う。
- 市長は、必要により現地に職員を派遣し、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせる。

*3 「トリアージ」災害時における多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別する方法

- 市長は、派遣職員と市対策本部との連絡を確保させる等安全の確保のための必要な措置を行う。
- 市が被災地でない場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集する。また、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防職員と連携し、その活動支援を行う等団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- 市長及び消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

- 生活関連等施設とは、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ生活に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設である。
- 市は、国、県その他の関係機関と連携し、生活関連等施設の安全確保について必要な措置を講ずる。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

- 市長は、市が管理する生活関連等施設について、施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。
- 市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、他の市町村の消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。
- 市は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(3) 消防局による支援

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

- 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。
- 市長は、避難住民の運送等の措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

■ 対 象

- 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

■ 措 置

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

- 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。
- 市長は、(1)枠内の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

- 市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。
- 市は、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による

災害への対処等

- 市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、福岡市地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。
- 市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。
- 市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項を定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

- 市は、市の区域に所在する放射性同位元素等取扱事業所*4（以下「放射線取扱事業所」という。）、又は放射性物質の運搬時に武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響をかんがみ、必要な措置を講ずる。
- 放射線取扱事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置とあわせて講ずる。

(1) 福岡市地域防災計画等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、福岡市地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

*4 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」による。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射線取扱主任者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業者外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防署に連絡する。
- 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を放射線取扱事業所、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに放射線取扱事業所にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- 市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防署に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。
- 市は、通報を受けたときは、モニタリングの実施について、福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(3) 住民の避難等の措置

- 市長は、知事が住民に対し避難又は一時移転の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行う。
- 市長は、放射線取扱事業所からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。
- 市は、避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退城時検査及び簡易除染の実施について、福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。なお、屋内退避については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

(4) 国への措置命令の要請等

- 市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。
- 市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、放射線取扱事業所が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

市は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等について、福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(6) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供する等により、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、関係機関との連携により実施する。特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じ、住民の安全を確保する。

(1) 応急措置の実施

- 市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。
- 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。
- 市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手する。また、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

- 市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。
- 市長は、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図る。
- 市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

- 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。
- 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

- 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。
- 市は、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

- 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させる。
- 市は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合の留意事項】

- 天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。
- 市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害状況等の把握方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 汚染の拡大を防止するための措置*5

- 市長は、知事により放射性物質等による汚染の拡大を防止するための協力要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。
- 市長は、次の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる掲示内容を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（次の表中の占有者、管理者等）に通知する。
- 市長は、次の表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場

*5 「国民保護法 第108条」による。

所に必要な掲示内容を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【汚染拡大防止のために行使する権限】

	対 象 物 件 等	措 置	権限を行使する場合の掲示内容
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止	
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供する等により、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告並びに情報提供

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項を定める。

第1節 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集及び報告

- 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、次の内容について情報を集約する。

【 情報収集内容 】

- 武力攻撃災害が発生した日時
- 場所又は地域
- 武力攻撃災害の状況の概要
- 人的及び物的被害の状況

- 市は、情報収集に当たっては、県警察、海上保安部等との連絡を密にする。
- 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防ヘリコプター等を活用した情報の収集を行う。
- 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領」*1に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
- 市は、新たに重大な被害が発生した場合等、市長が必要と判断した場合には、直ちに、「火災・災害等即報要領」に基づき、県及び消防庁に報告する。

*1 「消防災第267号消防庁長官通知(昭和59年10月15日付)」

第2節 被災情報の提供

1 住民への被害情報の提供

- 市は、国民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、市対策本部室により、正確かつ積極的な情報提供に努める。
- 市は、提供する情報の内容について、関係機関と相互に通知し、情報交換を行うよう努める。

2 住民への事態発生時等の広報

- 住民への広報は、防災行政無線、広報車等を充分に活用するとともに、自主防災組織をはじめとして地域のネットワークの構築を図り、住民への広報の充実に努める。
- インターネット、メールシステムやCATV等、ITを活用した情報の提供に努める。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じ、福岡市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第2節 廃棄物の処理

1 廃棄物処理の特例*1

- (1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- (2) 市は、(1)により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 市は、福岡市災害廃棄物処理計画に準じて、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

*1 「国民保護法第124条」による。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する必要な措置を定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定

- 市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図る。
- 市は、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2節 避難住民等の生活安定等

1 被災児童生徒等に対する教育

- 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行う。
- 市教育委員会は、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金等については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討する。

4 支援措置の広報等

市は、支援措置等を広く広報するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

第3節 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給

- (1) 市は、水道事業者及び工業用水道事業者として、被害状況に応じて適切な配水コントロールを行い、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 市は、福岡市地域防災計画の定めに準じて、水道水の応急給水を実施する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

2 公共的施設の適切な管理

市は、河川管理施設、道路及び港湾等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項を定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義について】

1949年8月12日の「ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下「第一追加議定書」という。）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、「国民保護措置に係る職務、業務又は協力」（以下「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う「職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等」（以下「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第 1 節 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

1 赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

① 標章

第一追加議定書第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

② 信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

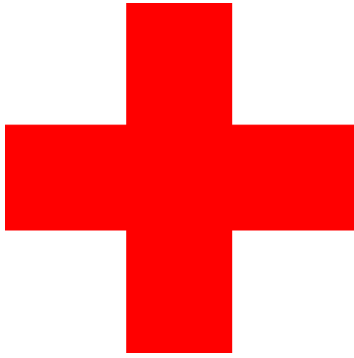
③ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

【 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 】
 〈第 11 章 特殊標章等の交付及び管理〉



白地に赤十字

 （この証明書を交付時） する許可権者の名を記 載するための空白 		裏面	
身分証明書 IDENTITY CARD		身長/Height 顔の色/eye 髪の色/Hair	
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用		その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type	
PERMANENT for civilian medical personnel 臨時の 臨時の TEMPORARY			
氏名/Name		所持者の写真 PHOTO OF HOLDER	
生年月日/Date of birth			
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加文書（議定書1）によって保護を受ける The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts Protocol D in his capacity as			
交付等の年月日/Date of issue		印鑑/Stamp 所持者の署名/Signature of holder	
証明番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority			
有効期間の満了日/Date of expiry			

第一追加議定書付属書Ⅰに規定する
身分証明書のひな型

(2) 特殊標章等

① 特殊標章

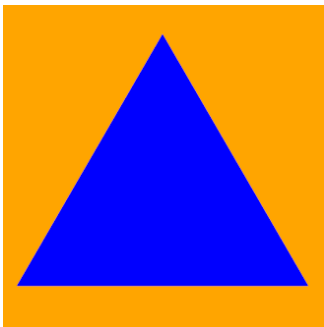
第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



オレンジ色地に
青の正三角形

表面		裏面	
 この証明書を交付等⁴¹ する許可権者の名を記⁴² 載するたの(白)白⁴³ 		身長/Height ⁴⁴	髪の色/Hair ⁴⁵
身分証明書⁴⁶ IDENTITY CARD⁴⁷		その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: ⁴⁸	
国民保護措置に係る職務等を行う者用⁴⁹ for civil defence personnel⁵⁰		血型/Blood type ⁵¹	
氏名/Name ⁵²			
生年月日/Date of birth ⁵³			
この証明書の所持者は、次の条格において、1949年8月12日のジュネーブ諸協約及び1949年8月12日のジュネーブ諸協約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as⁵⁴	所持者の写真 ⁵⁵ PHOTO OF HOLDER ⁵⁶		
交付等の年月日/Date of issue ⁵⁷	証明書番号/No. of card ⁵⁸	印鑑/Stamp ⁵⁹	所持者の署名/Signature of holder ⁶⁰
許可権者の署名/Signature of issuing authority ⁶¹			
有効期間の満了日/Date of expiry ⁶²			

▶ (日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル)) ㊦

第一追加議定書付属書 I に規定する
国民保護の要員の身分証明書のひな型

2 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市長、消防局長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン*1」に基づき、具体的な交付要綱*2を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 赤十字標章等の交付及び管理

① 市長は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
- 上記に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。

② 市長は、次に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- 医療機関である指定地方公共機関
- 市の区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- 市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- 消防団長及び消防団員
- 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防局長

- 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

*1 「平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」。

*2 「市の特種標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特種標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）」による。

③ 水防管理者（市長）

- 水防管理者の所轄の職員等で国民保護措置に係る職務を行う者
- 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場等の様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修等の応急の復旧のため必要な措置を講じる必要があるため、応急の復旧に関して必要な事項を定める。

第1節 基本的考え方

1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

- 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施する。
- 市は、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

- 市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行う。
- 市は、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。
- 市は、復旧措置を講じても、なお、障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第 2 節 公共的施設の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設、漁港施設及び鉄道施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を国及び県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うため、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項を定める。

第1節 武力攻撃災害の復旧

1 国における所要の法制の整備等

- 武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備される。
- 特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討される。
- 市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

- 市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。
- 市は、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する市の手続等について必要な事項を定める。

第 1 節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第 2 節 損失補償、実費弁償及び損害補償

1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める手続等に従い、その実費を弁償する。

3 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第 3 節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失補償の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処について必要な事項を定める。

第1節 緊急対処事態

- 市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2節に掲げるとおりである。
- 市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

- 緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定される。
- 市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。
- 市は、緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達について、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

ページ

【 資料 1 対応事例 】 ----- 資料-1

【 資料 2 関係機関の連絡窓口 】 ----- 資料-13

- (1) 指定行政機関等
- (2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）
- (3) 県関係機関
- (4) 関係指定公共機関
- (5) 指定地方公共機関
- (6) 市町村
- (7) 消防本部（局）
- (8) 報道関係機関

【 資料 3 安否情報省令 】 ----- 資料-25

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」

【 資料 4 災害拠点病院一覧表 】 ----- 資料-33

【 資料 5 感染症指定医療機関一覧表 】 ----- 資料-33

【 資料 6 港湾施設一覧表 】 ----- 資料-33

【 資料 7 緊急交通路一覧表 】 ----- 資料-34

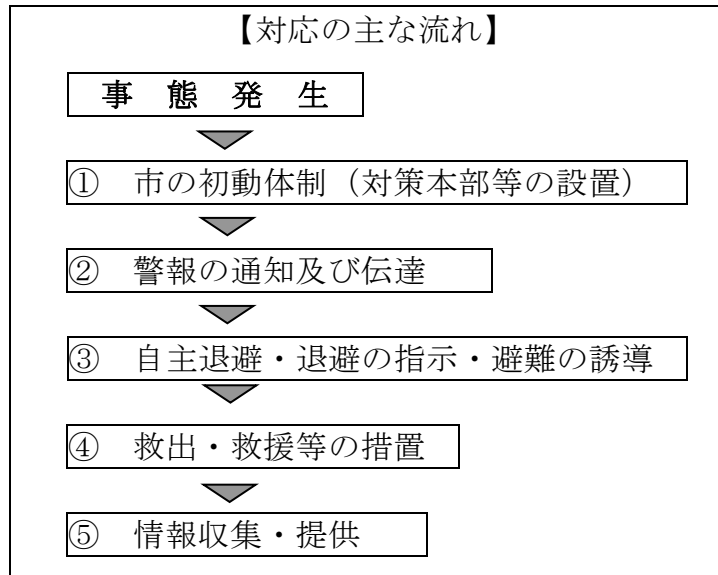
【 資料 8 主要路線表・交通ネットワーク図 】 ----- 資料-34

【 資料 9 危険物質等の種類及び県知事が命ずることのできる措置一覧 】
----- 資料-37

【 資料 10 用語の定義 】 ----- 資料-39

1 対応事例

- 国民保護措置を分かりやすいものとするため、武力攻撃事態等への対応の流れを具体的な事例で示し、市及び関係機関がどのような措置を実施し、住民はどのように行動する必要があるのか、その概要を示す。



【 資 料 編 】

〈1 対応事例〉

- 福岡市は、東アジアに開かれた日本有数の大都市であり、政令指定都市として九州の政治・経済・交通の中心的な役割を担っている。この特徴を考慮し、海岸域や都心部への武力攻撃事態3例と地下街や大規模集客施設及び交通施設（空港、港湾、地下鉄、鉄道、バスなど）における緊急対処事態7例を想定した。

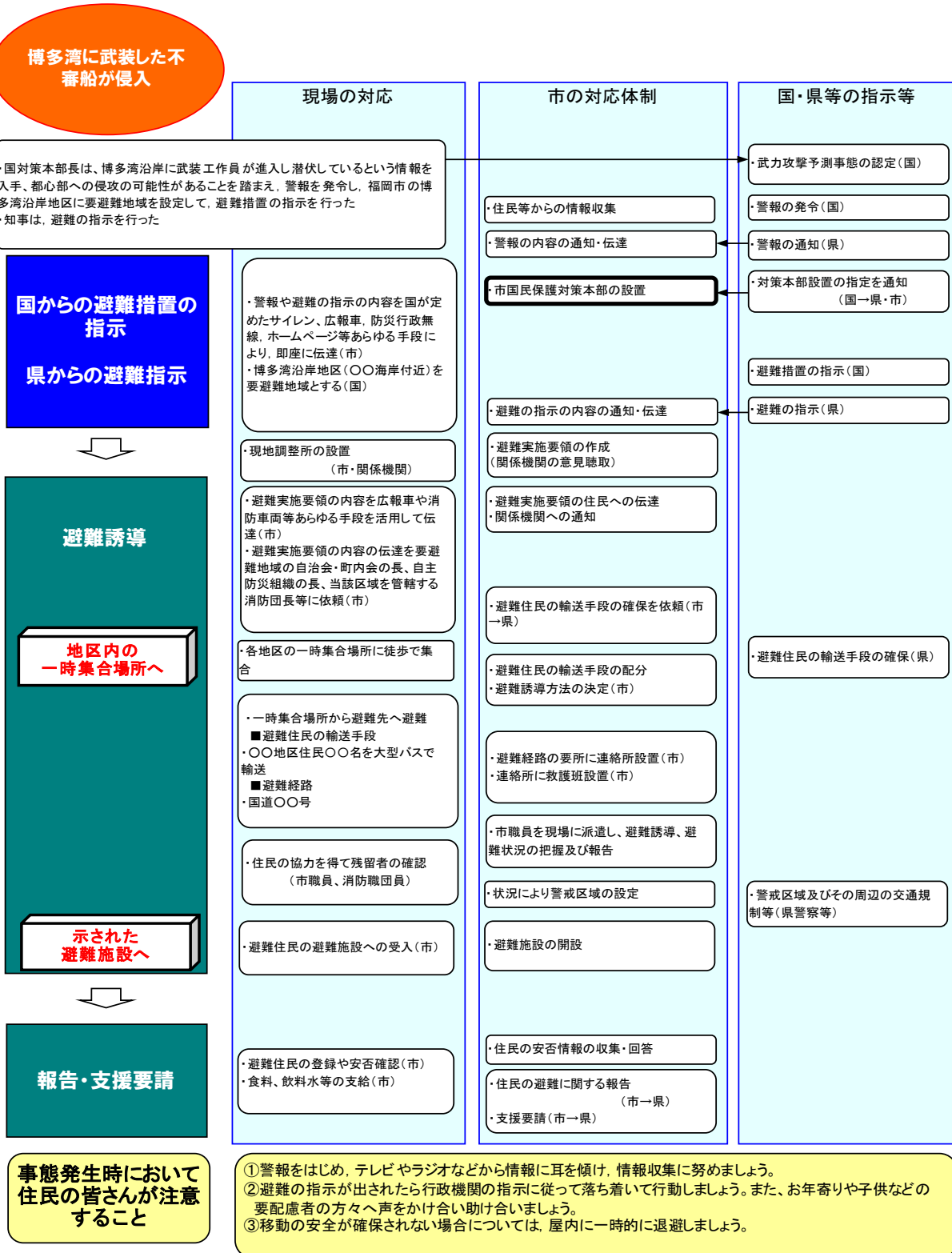
番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
1	海岸地域へのゲリラ・特殊部隊の侵入	福岡市の博多湾沿岸地区（〇〇海岸付近）	・国対策本部長は、博多湾沿岸に武装工作員が進入し潜伏しているという情報を入手、都心部への侵攻の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、福岡市の博多湾沿岸地区に要避難地域を設定して、避難措置の指示を行った ・知事は、避難の指示を行った	武力攻撃予測事態	時間的余裕がありかつ局地的な事態
2	都心地域へのゲリラ・特殊部隊による攻撃	都心部	・〇〇日午後1時00分に都心部で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き戦闘が継続している状況にある（〇〇日午後2時現在）	武力攻撃事態	突発的かつ局地的な事態
3	都心地域への弾道ミサイルによる攻撃	天神地区	・国が弾道ミサイル発射の予兆を察知 ・〇〇日午後3時00分に天神地区に弾道ミサイルが着弾した	武力攻撃事態	突発的かつ局地的な事態
4	地下街の爆破	天神地下街、博多駅地下街	・〇〇日午後1時00分に天神地下街で施設の爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
5	大規模集客施設の爆破	大規模集客施設	・〇〇日午後7時00分に大規模集客施設の爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
6	空港施設への不審者の侵入及び施設の爆破	福岡空港	・〇〇日午後1時00分に福岡空港で不審者の侵入が発覚した ・〇〇日午後2時00分に福岡空港で施設の爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
7	港湾施設への不審者の侵入及び施設の爆破	博多港港湾施設	・〇〇日午後1時00分に博多港港湾施設で不審者の侵入が発覚した ・〇〇日午後2時00分に博多港港湾施設で施設の爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
8	地下鉄の列車の爆破	福岡市地下鉄	・〇〇日午後7時00分に地下鉄駅で列車の爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
9	鉄道・バス等の爆破	JR、西鉄大牟田線・貝塚線、バス	・〇〇日午後7時00分に鉄道・バスでの爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
10	地下鉄車両内での化学剤の散布	福岡市地下鉄	・〇〇日午後7時00分に地下鉄車両内での化学剤の散布が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態

【 資 料 編 】

〈 1 対応事例〉

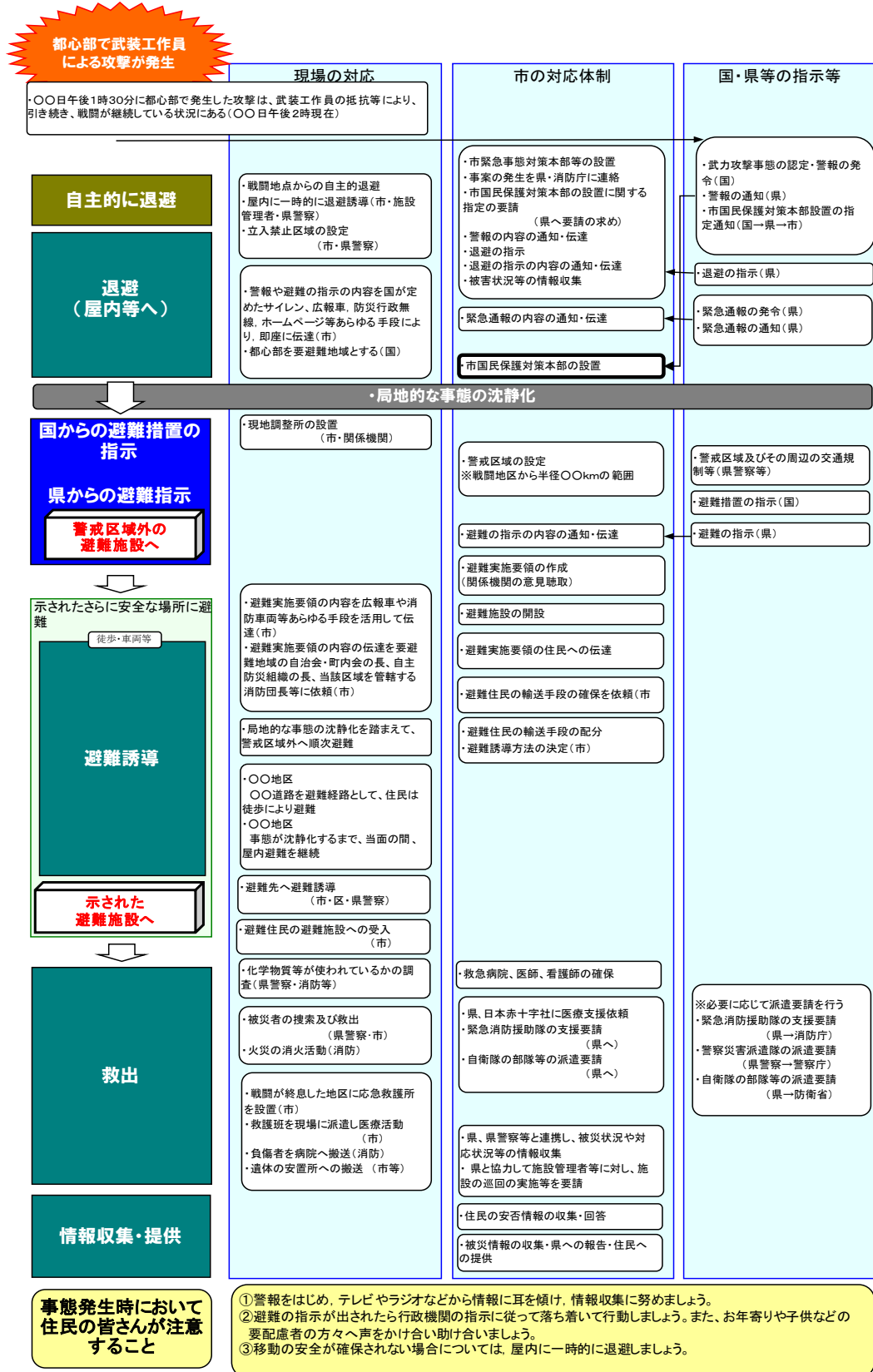
■ 海岸地域へのゲリラ・特殊部隊の侵入 【事例 1】

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
1	海岸地域へのゲリラ・特殊部隊の侵入	福岡市の博多湾沿岸地区（〇〇海岸付近）	・国対策本部長は、博多湾沿岸に武装工作員が進入し潜伏しているという情報入手、都心部への侵攻の可能性あることを踏まえ、警報を発令し、福岡市の博多湾沿岸地区に要避難地域を設定して、避難措置の指示を行った ・知事は、避難の指示を行った	武力攻撃予測事態	・時間的余裕がありかつ局地的な事態



■都心地域へのゲリラ・特殊部隊による攻撃 【事例2】

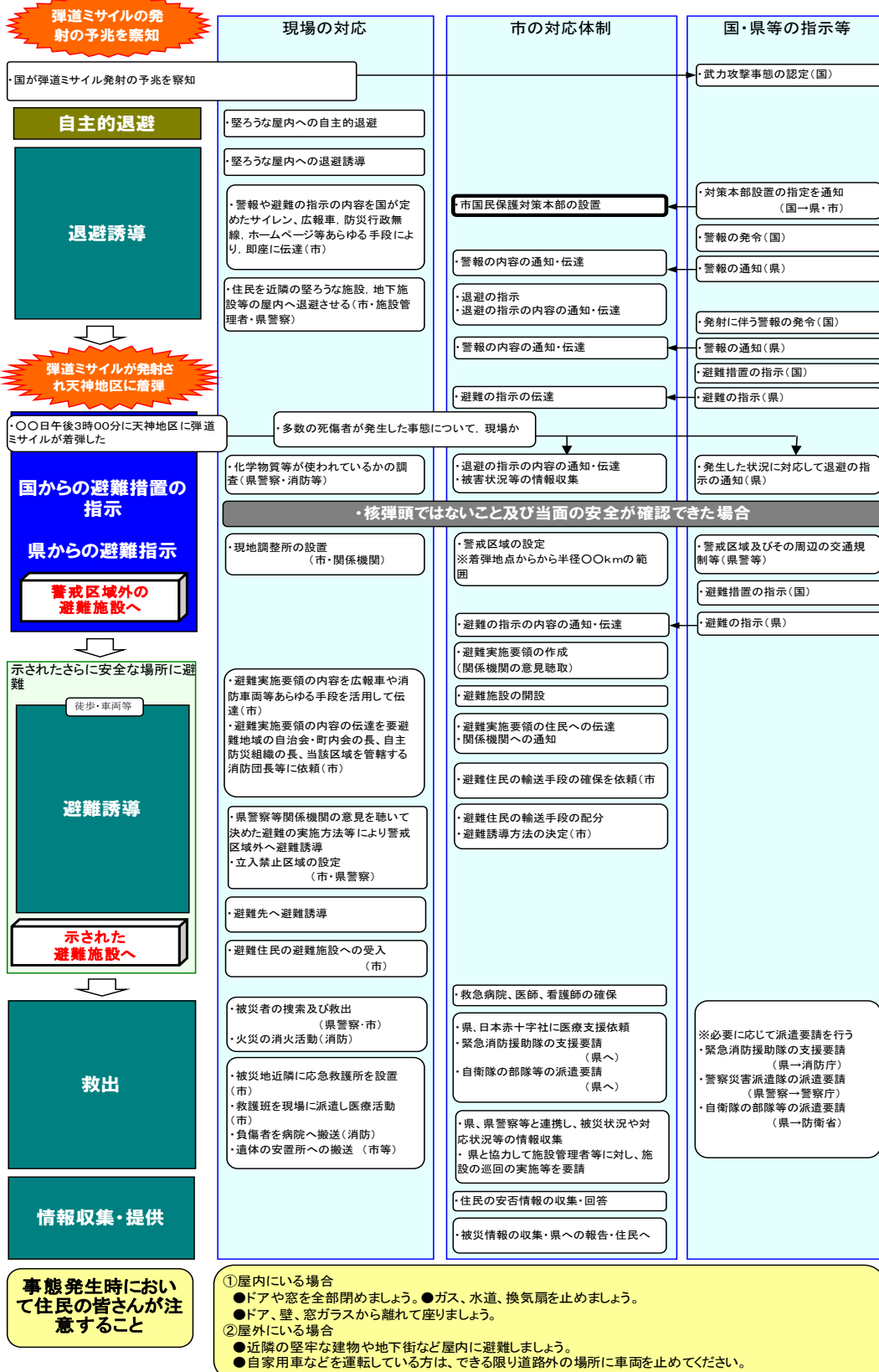
番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
2	都心部へのゲリラ・特殊部隊による攻撃	都心部	・〇〇日午後1時00分に都心部で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、戦闘が継続している状況にある（〇〇日午後2時現在）	武力攻撃事態	突発的かつ局地的な事態



【 資 料 編 】
〈 1 対応事例〉

■都心地域への弾道ミサイルによる攻撃 【事例3】

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
3	都心地域への弾道ミサイルによる攻撃	天神地区	・国が弾道ミサイル発射の予兆を察知 ・〇〇日午後3時00分に天神地区に弾道ミサイルが着弾した	武力攻撃事態	突発的かつ局地的な事態

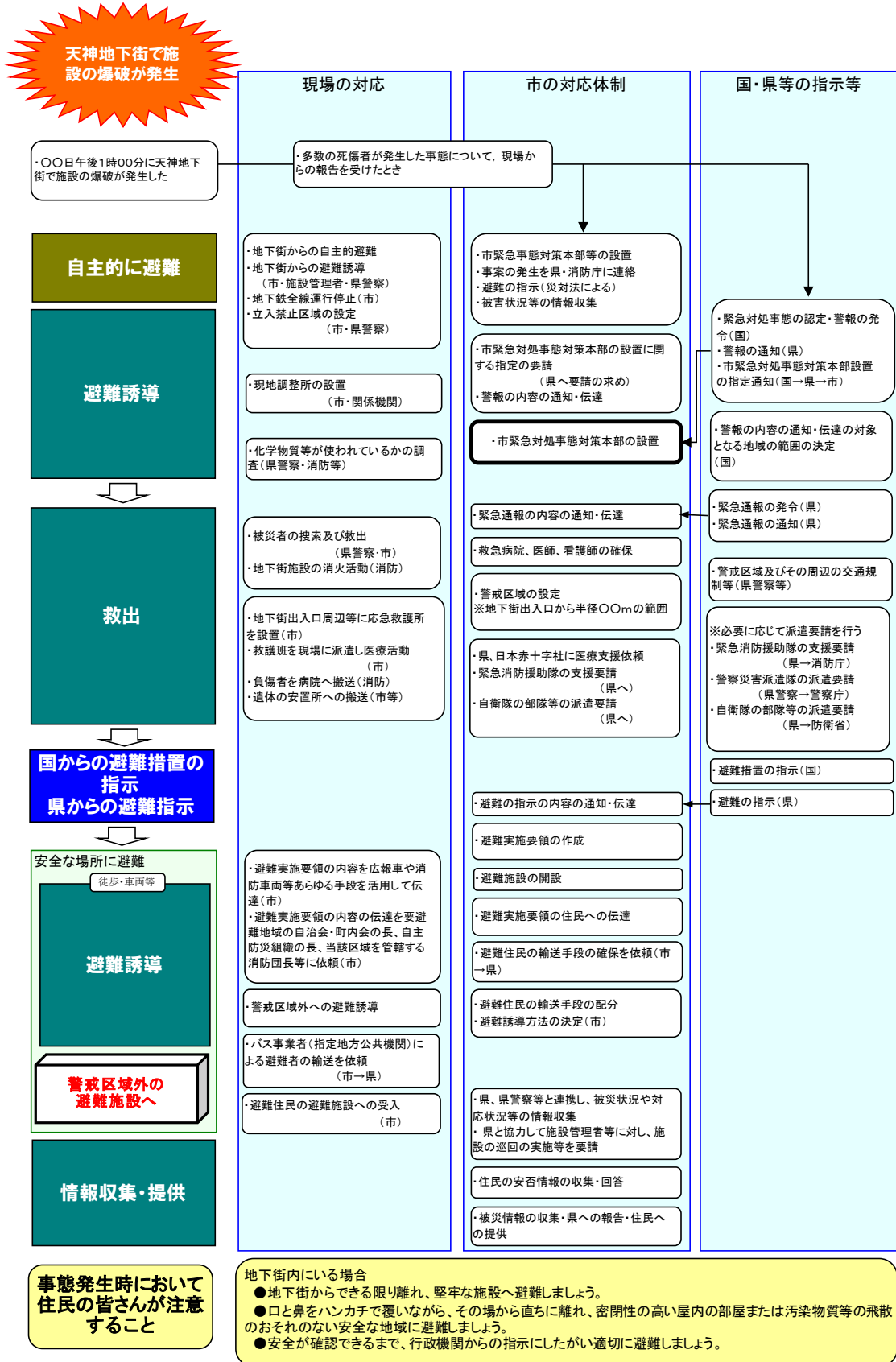


【 資 料 編 】

〈 1 対応事例〉

■地下街の爆破 【事例 4】

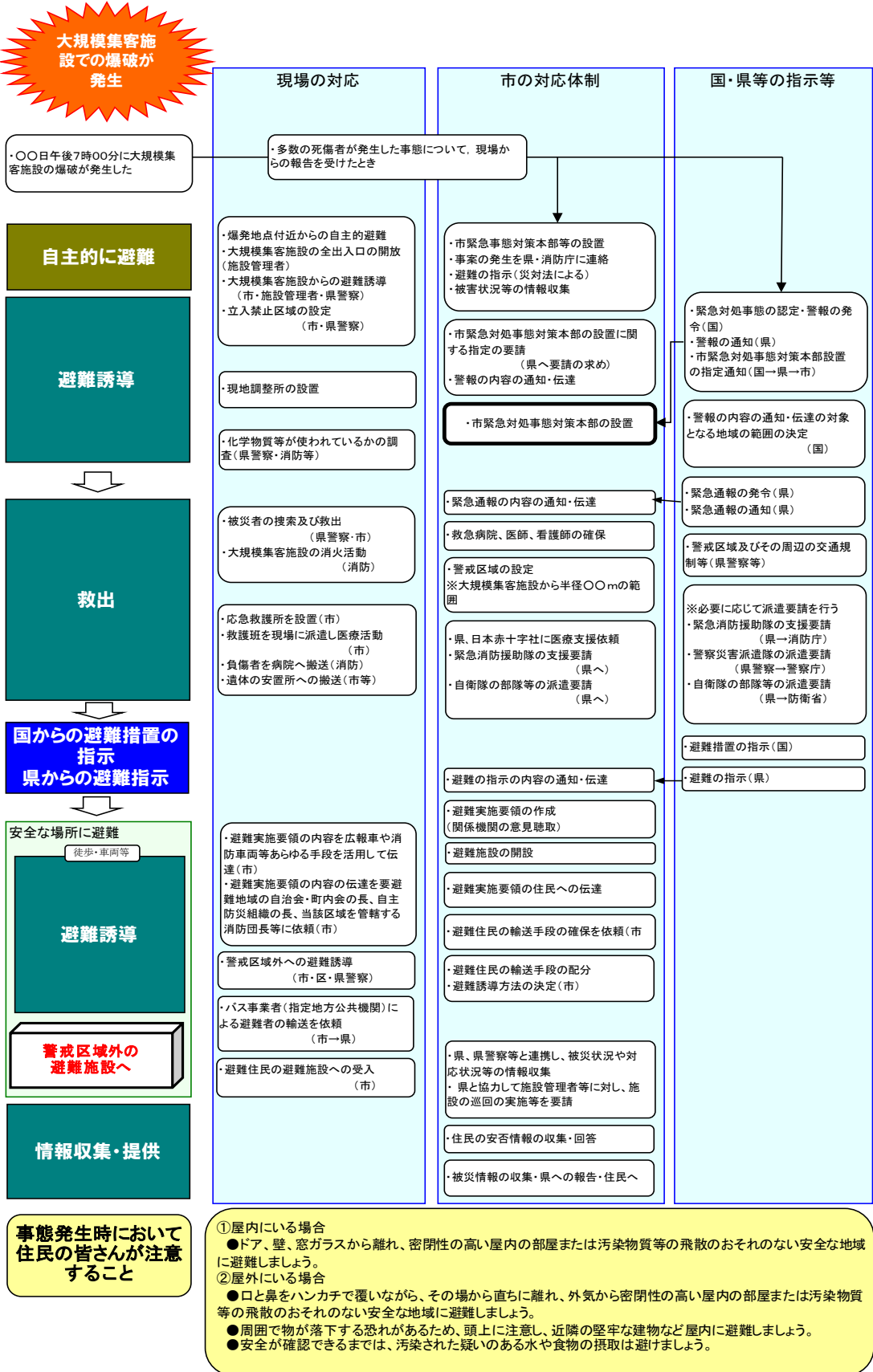
番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
4	地下街の爆破	天神地下街、博多駅地下街	〇〇日午後1時00分に天神地下街で施設の爆破が発生した	緊急対応事態	突発的かつ局地的な事態



【 資 料 編 】
〈 1 対応事例〉

■大規模集客施設の爆破 【事例 5】

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
5	大規模集客施設の爆破	大規模集客施設	〇〇日午後7時00分に大規模集客施設で施設の爆破が発生した	緊急処理事態	突発的かつ局地的な事態

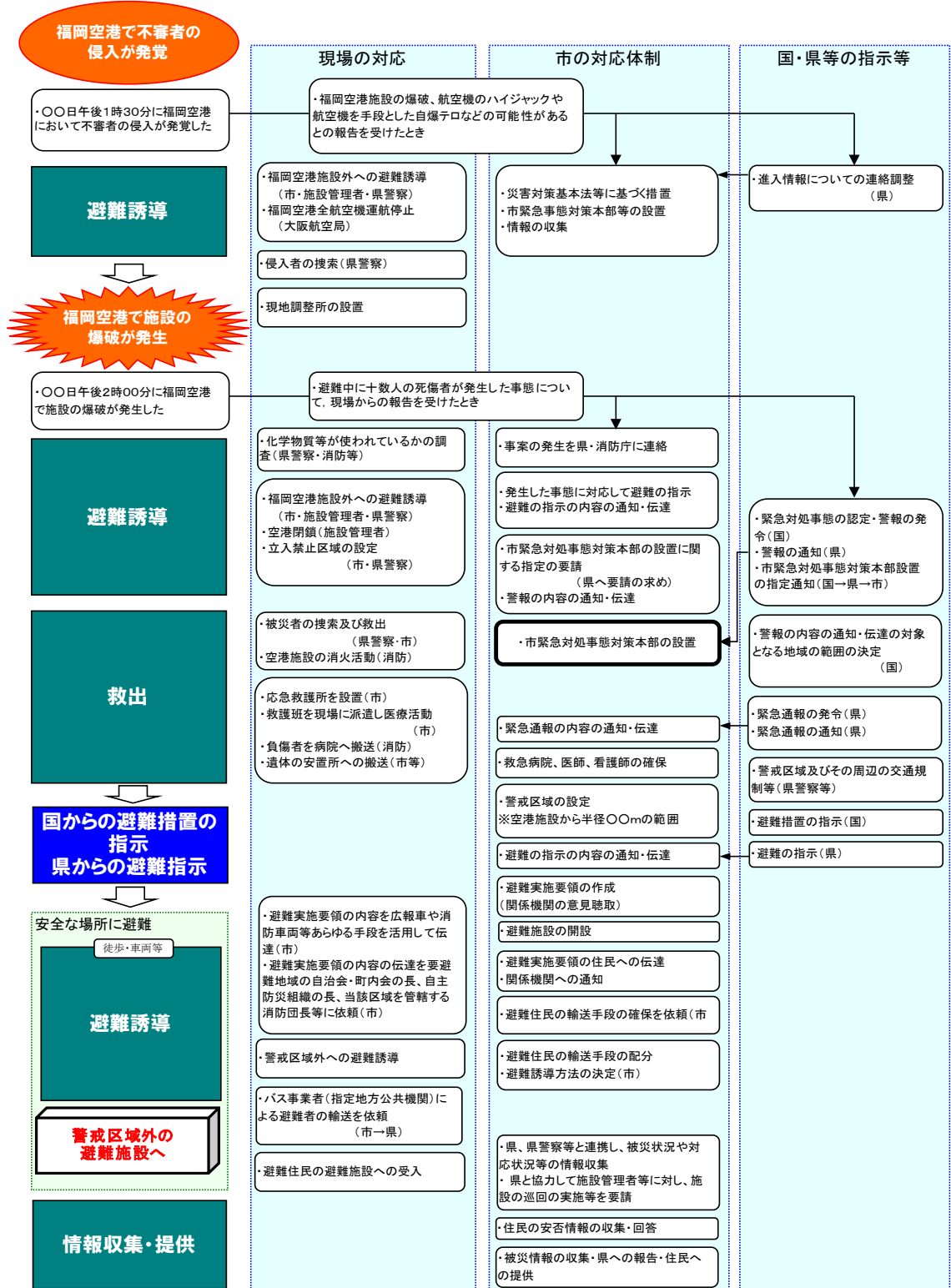


【資料編】

〈1 対応事例〉

■ 空港施設への不審者の侵入及び施設の爆破 【事例6】

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
6	空港施設への不審者の侵入及び施設の爆破	福岡空港	〇〇日午後1時00分に福岡空港で不審者の侵入が発覚した 〇〇日午後2時00分に福岡空港で施設の爆破が発生した	緊急対応事態	突発的かつ局地的な事態



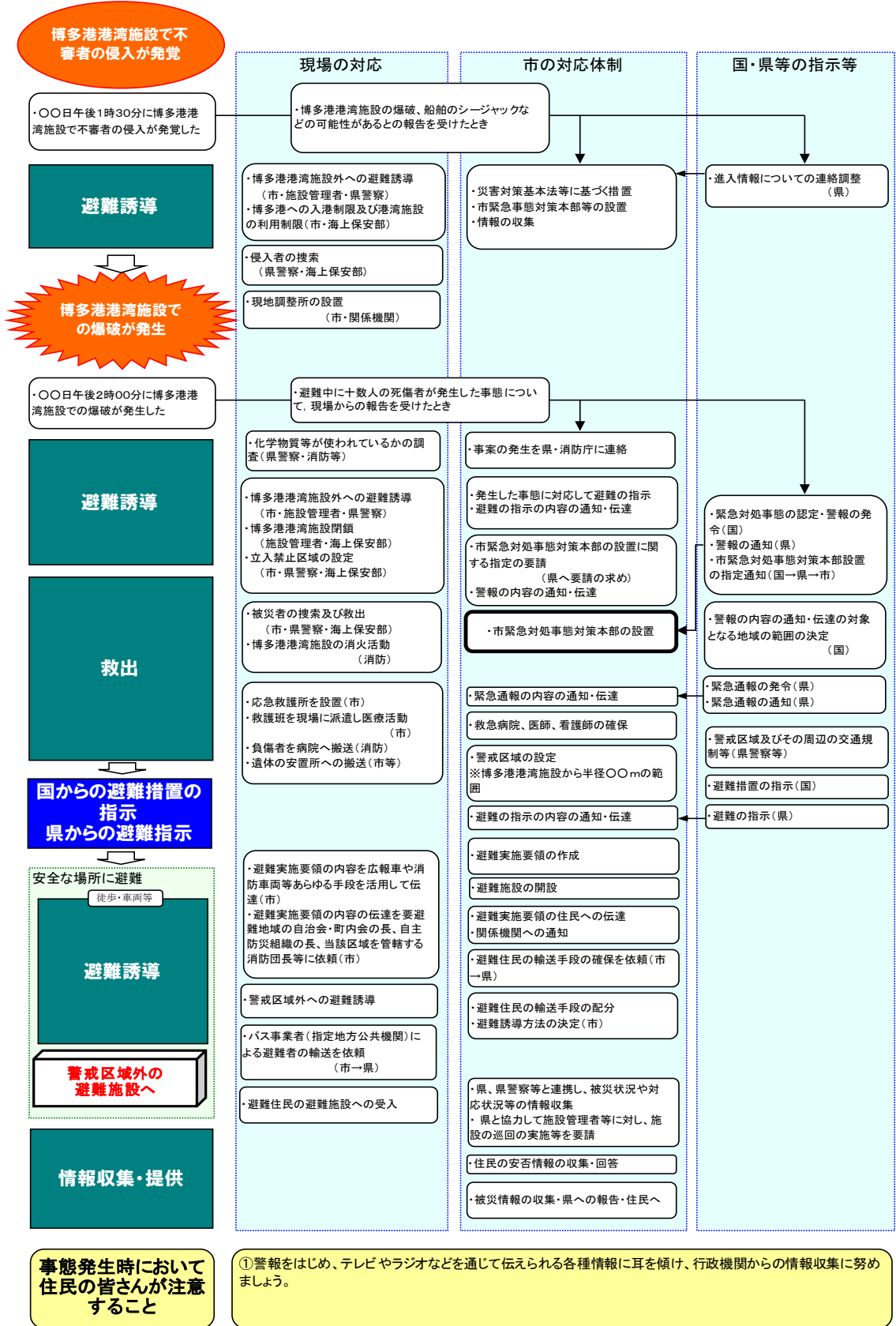
事態発生時において
住民の皆さんが注意
すること

①警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、行政機関からの情報収集に努めましょう。

【 資 料 編 】
〈 1 対応事例〉

■ 港湾施設への不審者の侵入及び施設の爆破 【事例7】

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
7	港湾施設への不審者の侵入及び施設の爆破	博多港湾施設	・〇〇日午後1時00分に博多港湾施設で不審者の侵入が発覚した ・〇〇日午後2時00分に博多港湾施設で施設の爆破が発生した	緊急処理事態	突発的かつ局地的な事態

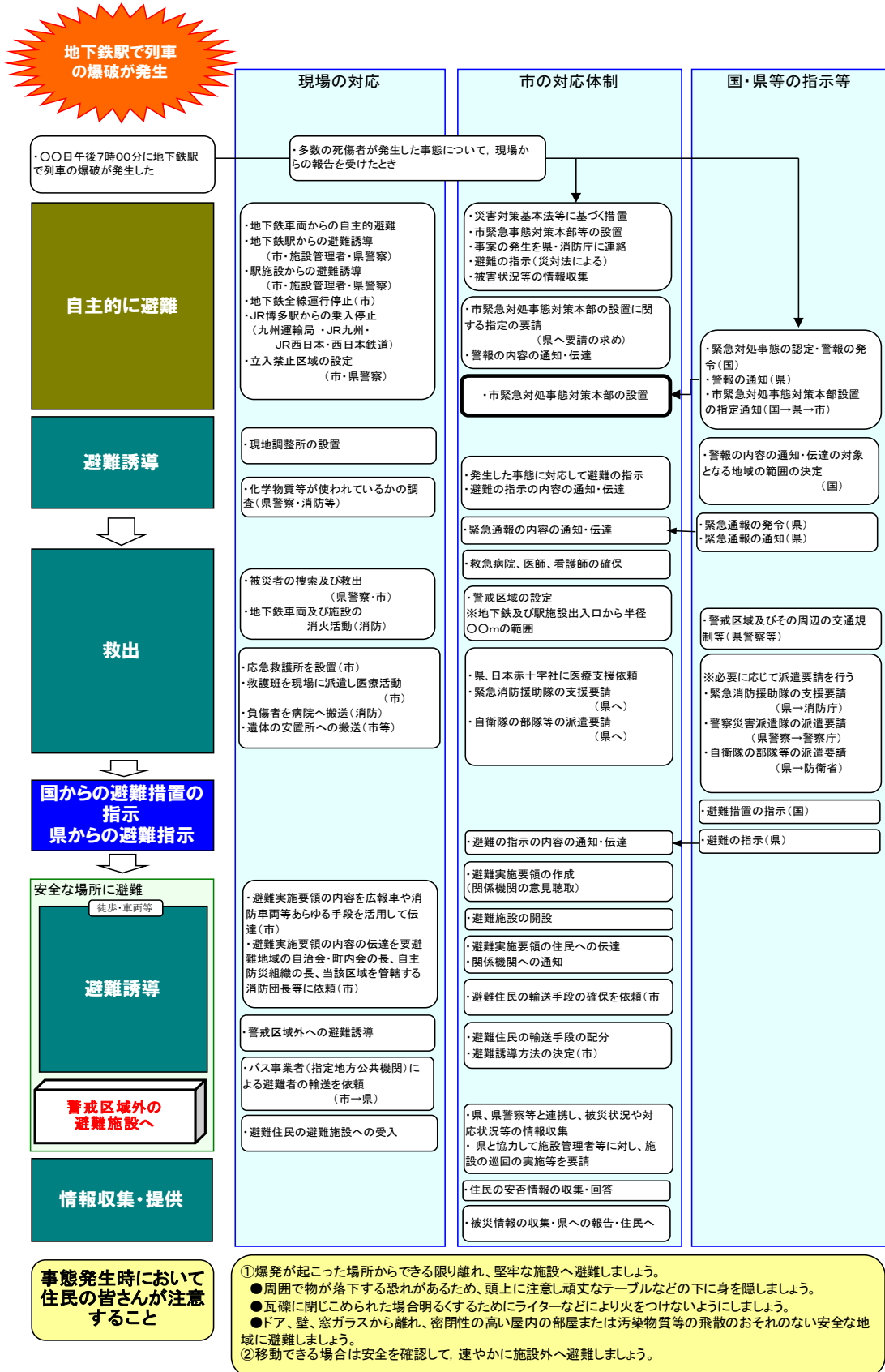


【 資 料 編 】

〈 1 対応事例〉

■地下鉄の列車の爆破 【事例 8】

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
8	地下鉄の列車の爆破	福岡市地下鉄	〇〇日午後7時00分に地下鉄駅で列車の爆破が発生した	緊急対応事態	突発的かつ局地的な事態

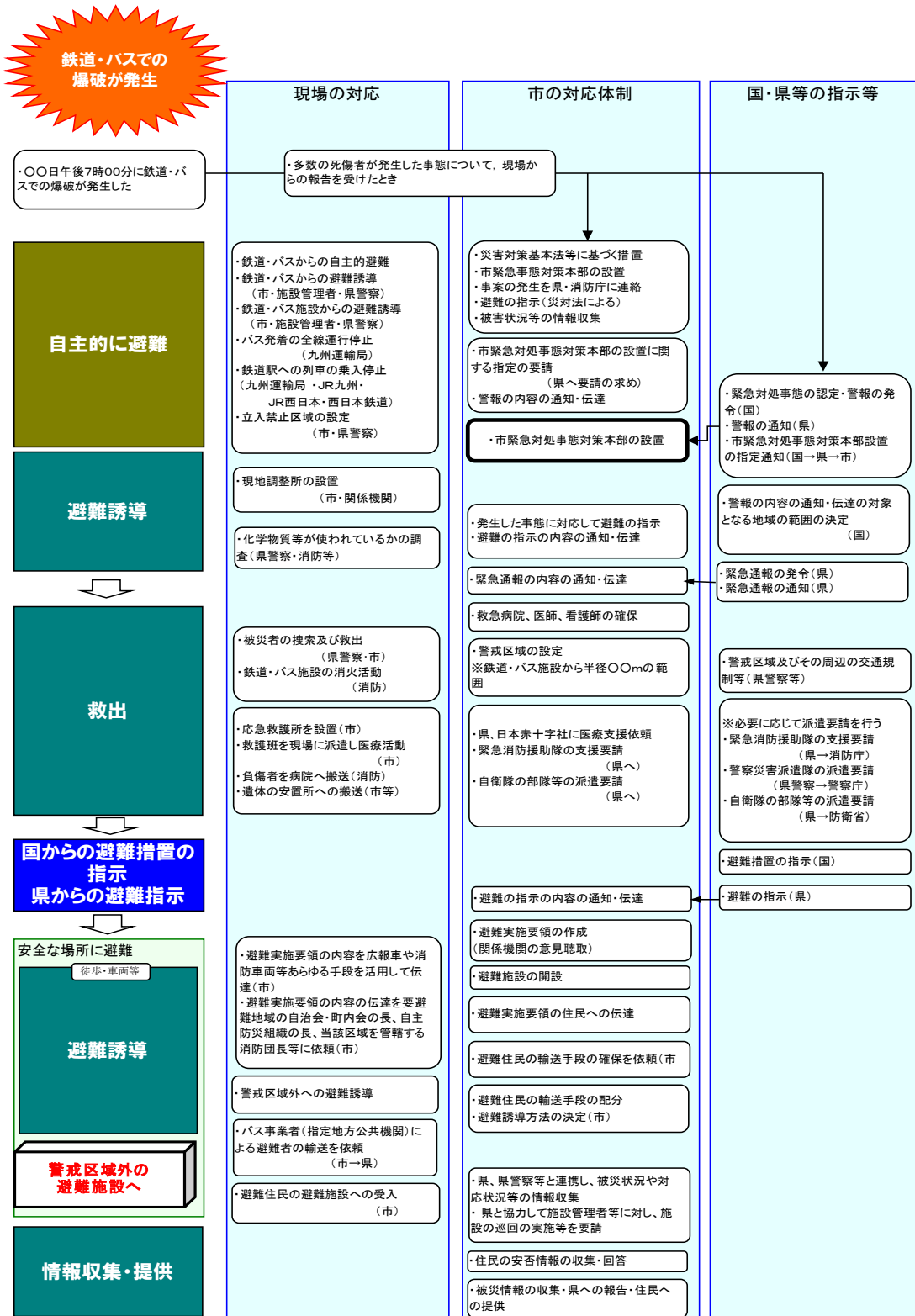


【 資 料 編 】

〈 1 対応事例〉

■鉄道・バス等の爆破 【事例 9】

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
9	鉄道・バス等の爆破	JR、西鉄大牟田線・貝塚線バス	〇〇日午後7時00分に鉄道・バスでの爆破が発生した	緊急処理事態	突発的かつ局地的な事態



事態発生時において
住民の皆さんが注意
すること

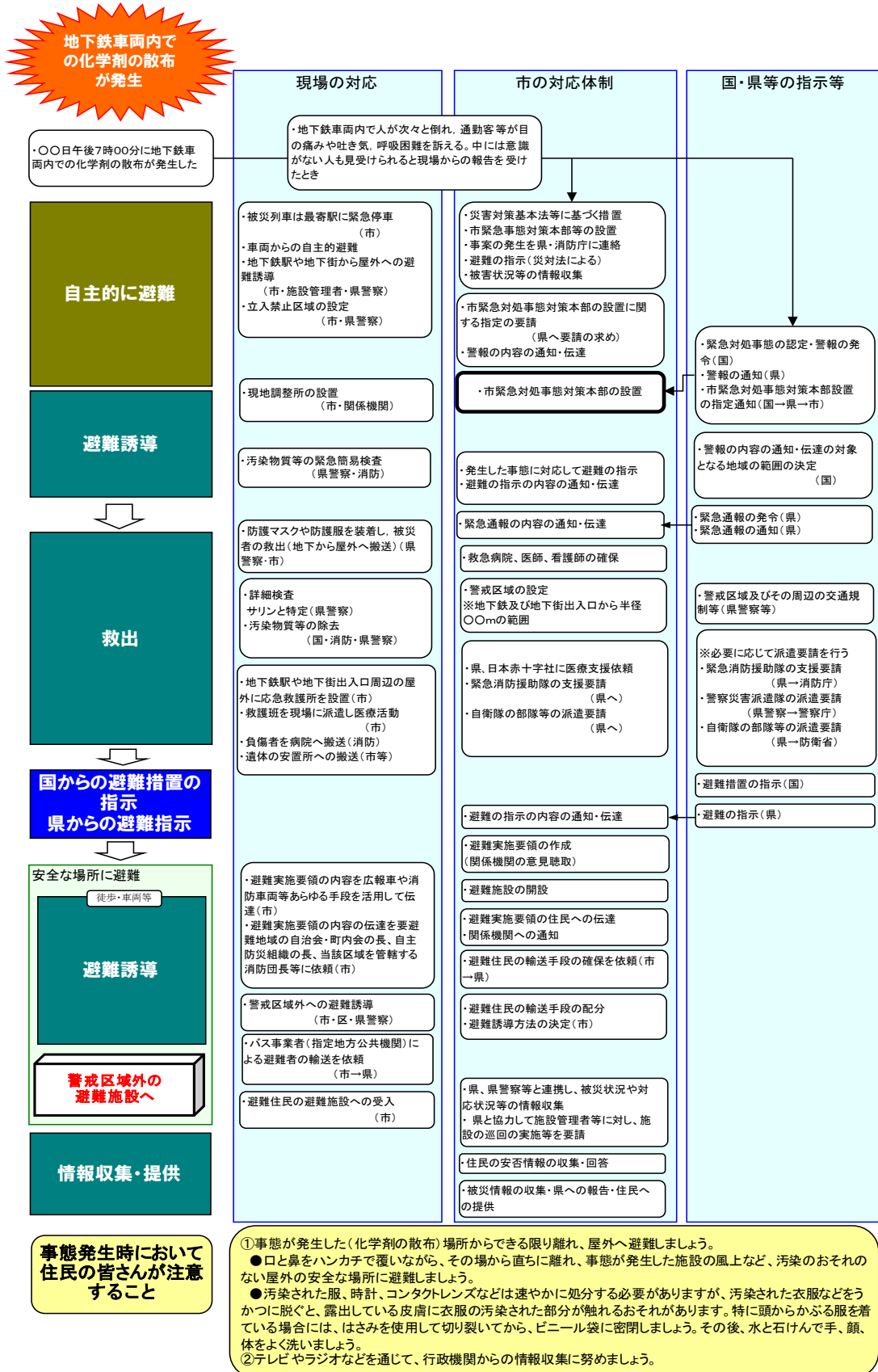
- ① 爆発が起こった場所からできる限り離れ、堅牢な施設へ避難しましょう。
 - 周囲で物が落下する恐れがあるため、頭上に注意し頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。
 - 瓦礫に閉じこめられた場合明るくするためにライターなどにより火をつけないようにしましょう。
 - ドア、壁、窓ガラスから離れ、密閉性の高い屋内の部屋または汚染物質等の飛散のおそれのない安全な地域に避難しましょう。
- ② テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。

【資料編】

〈1 対応事例〉

■地下鉄車両内での化学剤の散布 【事例10】

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
10	地下鉄車両内での化学剤の散布	福岡市地下鉄	・〇〇日午後7時00分に地下鉄列車での化学剤の散布が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態



【 資 料 編 】
〈 2 関係機関の連絡窓口〉

2 関係機関の連絡窓口

(1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1－6－1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関 2－1－2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2－1－2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関 3－2－1
消費者庁	総務課	東京都千代田区霞が関 3－1－1
デジタル庁	参事官（総務担当）	東京都千代田区紀尾井町 1－3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階、20 階
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2－1－2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関 2－1－2
法務省	大臣官房 秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1－1－1
出入国在留管理庁	連絡先は法務省と同様	東京都千代田区霞が関 1－1－1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関 1－1－1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関 2－2－1
	大臣官房総務課危機管理調整室	東京都千代田区霞が関 2－2－1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	東京都千代田区霞が関 3－1－1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3－1－1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	東京都千代田区霞が関 3－2－2
スポーツ庁	政策課	東京都千代田区霞が関 3－2－2
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関 3－2－2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	東京都千代田区霞が関 1－2－2
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関 1－2－1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1－2－1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1－2－1

【 資料編 】
 〈 2 関係機関の連絡窓口〉

名称	担当部署	所在地
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1
中 小 企 業 庁	事業環境部経営安定対策室	東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1
国 土 交 通 省	大臣官房危機管理室	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
国 土 地 理 院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
観 光 庁	総務課	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
気 象 庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4
海 上 保 安 庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
環 境 省	大臣官房総務課危機管理室	東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
原子力規制委員会	原子力災害対策・核物質防護課	東京都港区六本木 1 - 9 - 9
防 衛 省	統合幕僚監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町 5 - 1
防 衛 装 備 庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町 5 - 1

【 資 料 編 】
〈 2 関係機関の連絡窓口〉

(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

名称	担当部署	所在地
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
九州総合通信局	総務部総務課	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州財務局	総務部総務課	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10 (門司港湾合同庁舎)
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル4階
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
九州農政局	企画調整室	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州森林管理局	企画調整課	熊本市西区京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)
九州運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館)
大阪航空局	総務部安全企画・保安対策課	大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎第四号館)
	福岡空港事務所総務部 航空保安防災課	福岡市博多区上臼井字屋敷295
	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17
福岡管区气象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10
九州地方環境事務所	総務課	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)

【 資料編 】
 〈 2 関係機関の連絡窓口〉

部隊の長及び窓口	区分	所在地
第 4 師 団 司 令 部 第 3 部 防 衛 班	陸上自衛隊	春日市大和町 5 - 1 2
第 1 9 普 通 科 連 隊 第 3 科	陸上自衛隊	春日市大和町 5 - 1 2
第 4 0 普 通 科 連 隊 第 3 科	陸上自衛隊	北九州市小倉南区北方 5 - 1 - 1
西 部 方 面 総 監 部 防 衛 部 防 衛 課	陸上自衛隊	熊本市東区東町 1 - 1 - 1
西 部 航 空 方 面 隊 司 令 部 防 衛 部 運 用 2 班	航空自衛隊	春日市原町 3 - 1 - 1
佐 世 保 地 方 総 監 部 防 衛 部 第 3 幕 僚 室	海上自衛隊	佐世保市平瀬町 1 8 番地
第 2 2 航 空 群 司 令 部	海上自衛隊	大村市今津町 1 0 番地
下 関 基 地 隊	海上自衛隊	下関市永田本町 4 - 8 - 1

(3) 県関係機関

名称	担当部署	電話番号	所在地
福 岡 県	総務部 防災危機管理局 防災企画課	092-643-3123	福岡市博多区東公園 7 - 7
福 岡 県 警 察 本 部	警備課	092-641-4141	福岡市博多区東公園 7 - 7

【 資 料 編 】
〈 2 関係機関の連絡窓口〉

(4) 関係指定公共機関

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川 6-38-1
海上保安庁	一般財団法人海上災害防止センター	総務部総務課	横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱重工横浜ビル
国土交通省	国立研究開発法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原 1 番地
厚生労働省	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘 2-5-21
経済産業省	国立研究開発法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業省	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込 2-28-8
総務省	国立研究開発法人情報通信研究機構	経営企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町 4-2-1
農林水産省	国立研究開発法人森林研究・整備機構	総務部総務課	茨城県つくば市松の里 1
農林水産省	国立研究開発法人水産研究・教育機構	経営企画部経営企画課	横浜市西区みなとみらい 2-3-3 クイーンズタワー B 15F
国土交通省	国立研究開発法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原 1-6
文部科学省	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全研究・防災支援部門原子力緊急時支援・研修センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601-13
国土交通省	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	総務部管理課	神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号 横浜三井ビルディング 5 階
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	企画調整部企画調整課	茨城県つくば市観音台 3-1-1
文部科学省	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線緊急時支援センター	千葉市稲毛区穴川 4-9-1
国土交通省	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
財務省	日 本 銀 行	決済機構局業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
総務省	日本郵便株式会社	総務部リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-2

【 資料編 】
 〈 2 関係機関の連絡窓口〉

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門 1-1-3
総務省	日本放送協会	報道局災害・気象センター	東京都渋谷区神南 2-2-1
経済産業省	広域的運営推進機関	総務部業務グループ	東京都江東区豊洲 6-2-15
国土交通省	西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部危機管理防災課	大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ
国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前 3-25-21
国土交通省	日本貨物鉄道株式会社	総務部	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8 サウスゲート新宿
総務省	日本電信電話株式会社	技術企画部門災害対策室	東京都千代田区大手町 1-5-1 ファーストスクエアイースト 20 階
総務省	西日本電信電話株式会社	設備本部サービスマネジメント部災害対策室	大阪府中央区馬場町 3-8 馬場町ビル 7 階
経済産業省	九州電力株式会社	地域共生本部防災グループ	福岡市中央区渡辺通 2-1-82
経済産業省	電源開発株式会社	総務部総務・法務室 (危機管理・防災)	東京都中央区銀座 6-15-1
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代 1-17-1
国土交通省	オーシャントランス株式会社	新門司ターミナル	北九州市門司区新門司北 1-12
国土交通省	株式会社名門大洋フェリー	常務執行役員営業統括部長	大阪府西区江戸堀 1-9-6
国土交通省	阪九フェリー株式会社	安全統括管理者	北九州市門司区新門司北 1-1
国土交通省	ジェイアール九州バス株式会社	企画部	福岡市博多区堅粕 2-22-2
国土交通省	佐川急便株式会社	CSR推進部	京都市南区上鳥羽角田町 68 番地
国土交通省	西濃運輸株式会社	総務部	岐阜県大垣市田口町 1 番地
国土交通省	日本通運株式会社	業務部	東京都港区東新橋 1-9-3
国土交通省	福山通運株式会社	業務部（東京）	東京都江東区越中島 3-6-15

【 資 料 編 】
〈 2 関係機関の連絡窓口〉

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	ヤマト運輸株式会社	C S R 推進部	東京都中央区銀座 2-16-10
国土交通省	株式会社スターフライヤー	総務人事部	北九州市小倉南区空港北町 6 番北九州空港スターフライヤー本社ビル
国土交通省	日本航空株式会社	経営企画本部経営戦略部	東京都品川区東品川 2-4-11
国土交通省	スカイマーク株式会社	経営企画部経営戦略課	東京都大田区羽田空港 3-5-10 ユーティリティーセンタービル 8 F
国土交通省	全日本空輸株式会社	A N A 福岡支店総務課	福岡市中央区天神 1-12-14 紙与渡辺ビル
国土交通省	A N A ウイングス株式会社	A N A 福岡支店総務課	福岡市中央区天神 1-12-14 紙与渡辺ビル
国土交通省	日本トランスオーシャン航空株式会社	路線事業部	沖縄県那覇市山下町 3-23
国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク統括部	大阪府大阪市北区芝田 2-4-24
国土交通省	西日本鉄道株式会社	総務広報部庶務課	福岡市中央区天神 1-11-17 福岡ビル 6 F
国土交通省	井本商運株式会社	取締役	兵庫県神戸市中央区浪花町 5 9 神戸朝日ビルディング 2 2 F
国土交通省	川崎近海汽船株式会社	取締役総務部長	東京都千代田区霞が関 3-2-1
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	カスタマーサービス部危機管理室	東京都千代田区大手町 2-3-5 大手町ビル本館 6 F
総務省	K D D I 株式会社	福岡テクニカルセンター	福岡市中央区長浜 2-3-9 福岡第二 N C ビル
総務省	株式会社 N T T ドコモ	C S 九州法人事業部法人営業部	福岡市中央区舞鶴 2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンク株式会社	総務本部コーポレートセキュリティ部	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング

【 資料編 】
〈 2 関係機関の連絡窓口〉

(5) 指定地方公共機関

名称	担当部署	所在地
一般社団法人福岡県福岡地区LPガス協会	総務課	福岡市博多区山王 1 - 1 0 - 1 5
西鉄高速バス株式会社	営業本部業務部業務課	福岡市中央区那の津 3 - 8 - 1 5
九州急行バス株式会社	営業部	福岡市博多区博多駅南 4 - 7 - 2
西鉄観光バス株式会社	総務部	福岡市中央区那の津 3 - 8 - 1 5
九州郵船株式会社	海務部海務課	福岡市博多区神屋町 1 - 2 7
壱岐・対馬フェリー株式会社	運航部	福岡市中央区那の津 3 - 4 6 - 7
株式会社ランテック	安全品質管理部	福岡市博多区古門戸町 4 - 2 6
公益社団法人福岡県トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東 1 - 1 8 - 8
公益社団法人福岡県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南 2 - 9 - 3 0
一般社団法人福岡県歯科医師会	庶務課	福岡市中央区大名 1 - 1 2 - 4 3
公益社団法人福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉 2 - 2 0 - 1 5
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜 2 - 3 - 8
九州朝日放送株式会社	報道部	福岡市中央区長浜 1 - 1 - 1
株式会社テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜 2 - 3 - 2
株式会社福岡放送	報道部	福岡市中央区清川 2 - 2 2 - 8
株式会社TVQ九州放送	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉 2 - 3 - 1
株式会社エフエム福岡	編成制作事業部	福岡市中央区清川 1 - 9 - 1 9 渡辺通南ビル

【 資 料 編 】
 〈 2 関係機関の連絡窓口〉

名称	担当部署	所在地
ラブエフエム国際放送 株式会社	放送局次長	福岡市中央区今泉 1－1 2－3 3 西鉄今泉ビル 5 F
福岡県道路公社	総務部	福岡市博多区吉塚本町 1 3－5 0
福岡北九州高速道路公社	総務部総務課	福岡市東区東浜 2－7－5 3

【 資料編 】
 〈 2 関係機関の連絡窓口〉

(6) 市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話 番号（内線）	緊急時NTT 電話番号	NTTFAX
福岡市	市民局 防災企画課	78-201-70	1-78-201-75	092-711-4056 (1722)	092-725-6595（ 災害救急指令 センター）	092-733-5861
北九州市	危機管理室 危機管理課	78-101-70	1-78-101-75	093-582-2110	093-582-3811 （消防局指令 課）	093-582-2112
筑紫野市	危機管理課	78-217-70	1-78-217-75	092-923-1111 (229)	092-923-0183	092-923-5391
春日市	安全安心課	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111 (3911)	同左	092-584-1143
大野城市	危機管理課	78-219-70	1-78-219-75	092-580-1966	092-501-2211	092-572-8432
宗像市	危機管理課	78-220-70	1-78-220-75	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242
太宰府市	防災安全課	78-221-71	1-78-221-75	092-921-2121 (519)	同左	092-921-1601
糸島市	危機管理課	78-222-70	1-78-222-75	092-322-2110	同左	092-324-0239
古賀市	総務課	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111 (322)	092-942-1112	092-942-3758
福津市	防災安全課	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-1111	0940-43-3168
那珂川市	安全安心課	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211 (243)	同左	092-954-0292
宇美町	危機管理課	78-341-70	1-78-341-75	092-932-1111 (113)	同左	092-933-7512
篠栗町	総務課	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1113	092-947-8409	092-947-7977
志免町	生活安全課	78-343-70	1-78-343-75	092-935-1001 (1247)	同左	092-935-2694
須恵町	総務課	78-344-70	1-78-344-75	092-932-1152 (321)	同左	092-933-6579
新宮町	地域協働課	78-345-70	1-78-345-75	092-963-1734	同左	092-962-2078
久山町	総務課	78-348-70	1-78-348-75	092-976-1111 (233)	同左	092-976-2463
粕屋町	協働のまちづ くり課	78-349-70	1-78-349-75	092-938-2311 (263)	092-938-5778	092-938-3150

【 資 料 編 】
〈 2 関係機関の連絡窓口〉

(7) 消防本部（局）

消防本部（局）名	担当部署名	所在地	電話番号	F A X 番号
福岡市消防局	警防部警防課	福岡市 中央区舞鶴 3 - 9 - 7	092-725-6575	092-791-2420
北九州市消防局	警防課	北九州市 小倉北区大手町 3 - 9	093-582-3817	093-592-6898
糸島市消防本部	警防課	糸島市前原 1 7 8 3 - 1	092-332-8027	092-324-4514
筑紫野太宰府消防 組合消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西 1 - 1 - 1	092-924-5642	092-924-3397
春日・大野城・那珂 川消防組合消防本 部	警防課	春日市春日 2 - 2 - 1	092-584-1197	092-584-1200
粕屋南部消防組合 消防本部	警防課	志免町大字田富 1 7 0	092-935-1088	092-935-5184
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊 5 - 1 - 3	0940-36-2481	0940-37-0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家 1 6 7 - 1	092-944-0132	092-944-0462

【 資料編 】
〈 2 関係機関の連絡窓口〉

(8) 報道関係機関

報道機関	所在地	電話番号	F A X 番号
N H K 福 岡 放 送 局	福岡市中央区六本松 1 丁目 1 - 1 0	741-7557	781-4270
R K B 毎 日 放 送	福岡市早良区百道浜 2 丁目 3 - 8	852-6600	844-8885
K B C 九 州 朝 日 放 送	福岡市中央区長浜 1 - 1 - 1	761-7610	761-7613
T N C テ レ ビ 西 日 本	福岡市早良区百道浜 2 丁目 3 - 2	852-5511	852-5611
F B S 福 岡 放 送	福岡市中央区清川 2 丁目 2 2 - 8	532-3001	532-3091
T V Q 九 州 放 送	福岡市博多区住吉 2 丁目 3 - 1	262-0074	272-5905
ジ ェ イ コ ム 福 岡	中央区那の津 3 丁目 1 3 - 1 0	201-1070	201-1310
エ フ エ ム 福 岡	福岡市中央区清川 1 - 9 - 1 9 渡辺通南ビル	533-0809	533-0802
ク ロ ス エ フ エ ム	北九州市小倉北区京町 3 - 1 - 1	093-551-0770	093-541-7434
ラブエフエム国際放送	福岡市中央区今泉 1 - 1 2 - 2 3	734-5462	734-1982
西 日 本 新 聞 社	福岡市中央区天神 1 丁目 4 - 1	711-5225	711-6242
朝 日 新 聞 社	福岡市博多区博多駅前 2 丁目 1 - 1	411-1132	461-0607
毎 日 新 聞 社	福岡市中央区天神 1 丁目 1 6 - 1	781-3100	721-6520
読 売 新 聞 社	福岡市中央区赤坂 1 丁目 1 6 - 5	715-5641	715-5542
日 本 経 済 新 聞 社	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 6 - 1	473-3348	412-1160
産 経 新 聞 社	福岡市中央区渡辺通 5 丁目 2 3 - 8	741-7088	726-2572
共 同 通 信 社	福岡市中央区天神 1 丁目 4 - 1	781-4151	713-8232
時 事 通 信 社	福岡市中央区天神 2 丁目 1 3 - 7	741-2537	715-5199

3 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

総務省令第50号（平成18年3月31日）

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

附 則 （平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 50 号）

第 1 条 この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本則に 1 条を加える改正規定及び附則第 2 条の別表の改正規定のうち第 5 条に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第 2 条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 避 難 住 民 ・ 負 傷 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答 を希望しない場合は、○で囲んで下 さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を 回答する予定ですが、回答を希望し ない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の 者からの照会に対して回答又は公 表することについて、同意するかど うか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第9 4条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第9 5条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第 2 号（第 1 条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 9 4 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第 9 5 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注 5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

様式第3号(第2条関係)

書告報報情否安

報告日時： 年 月 日 時 分
市町村名：福岡市 担当者名：

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ②～⑩の希望又は同意欄については、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照會書

総務大臣 （福岡県知事） 殿 （福岡市長）	年 月 日														
申 請 者 <u>住所（居住）</u> <u>氏 名</u>															
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第９５条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。															
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()														
備 考															
被照会者を特定するために必要な事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">男 女 の 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）</td> <td style="vertical-align: bottom;"> 日本 その他（ ） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> </table>	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男 女 の 別		住 所		国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）	その他個人を識別するための情報	
氏 名															
フリガナ															
出生の年月日															
男 女 の 別															
住 所															
国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）														
その他個人を識別するための情報															
※ 申 請 者 の 確 認															
※ 備 考															

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (福岡県知事) (福岡市長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 災害拠点病院一覧表

(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)

区 分	二 次 医療圏名	医療機関名	病床 数	所 在 地	電話 番号	ヘリポートの状況		
						敷地 内外	区分	病院から の距離
基幹災害 医療センター		国立病院機構 九州医療センター	702	福岡市中央区地 行浜1-8-1	092-852 -0700	屋 上	緊急時	
地域災害 医療センター	福岡・糸島	済生会福岡 総合病院	373	福岡市中央区天 神1-3-46	092-771 -8151	屋 上	非公共 用	
地域災害 医療センター	福岡・糸島	福岡大学病 院	915	福岡市城南区七 隈7-45-1	092-801 -1011	敷地内	緊急時	
地域災害 医療センター	福岡・糸島	九州大学病 院	1,267	福岡市東区馬出3 -1-1	092-641 -1151	屋上	非公共 用	
地域災害 医療センター	福岡・糸島 筑紫	福岡赤十字 病院	511	福岡市南区大楠3 -1-1	092-521 -1211	屋上	緊急時	
地域災害 医療センター	福岡・糸島	福岡和白病 院	369	福岡市東区和白 丘2-2-75	092-608- 0001	屋上	非公共 用	
地域災害 医療センター	福岡・糸島	福岡記念病 院	239	福岡市早良区西 新1-1-35	092-821- 4731	近隣地	緊急時	1.5km

5 感染症指定医療機関一覧表

【第二種感染症指定医療機関】

医 療 機 関 名	住 所	感染症 病床数	電 話
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町 13-1	4	092-632-1111
国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜 1-8-1	2	092-852-0700
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠 3-1-1	2	092-521-1211

6 港湾施設一覧表

地 区	岸壁水深 (m)	岸壁数 (バース)
アイランドシティ・香椎パークポート	- 7.5 ~ - 15	17
箱崎ふ頭・東浜ふ頭	- 4.5 ~ - 12	29
中央埠頭・博多ふ頭・須崎ふ頭	- 5.5 ~ - 12	31
合計		77

7 緊急交通路一覧表

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
福岡地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		国道202号	67.1	佐賀・長崎方面からの緊急輸送	福岡前原道路
	海上輸送	国道3号	161.9	博多港(アイランドシティ箱崎ふ頭)等からの緊急輸送	
		市道千鳥橋唐人線	3.2	博多港(中央ふ頭・須崎ふ頭)等からの緊急輸送	
	航空輸送	県道桧原比恵線	7.3	福岡空港等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	陸自福岡駐屯地、空自春日原基地からの緊急輸送	

※各国道の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

8 主要路線表・交通ネットワーク図

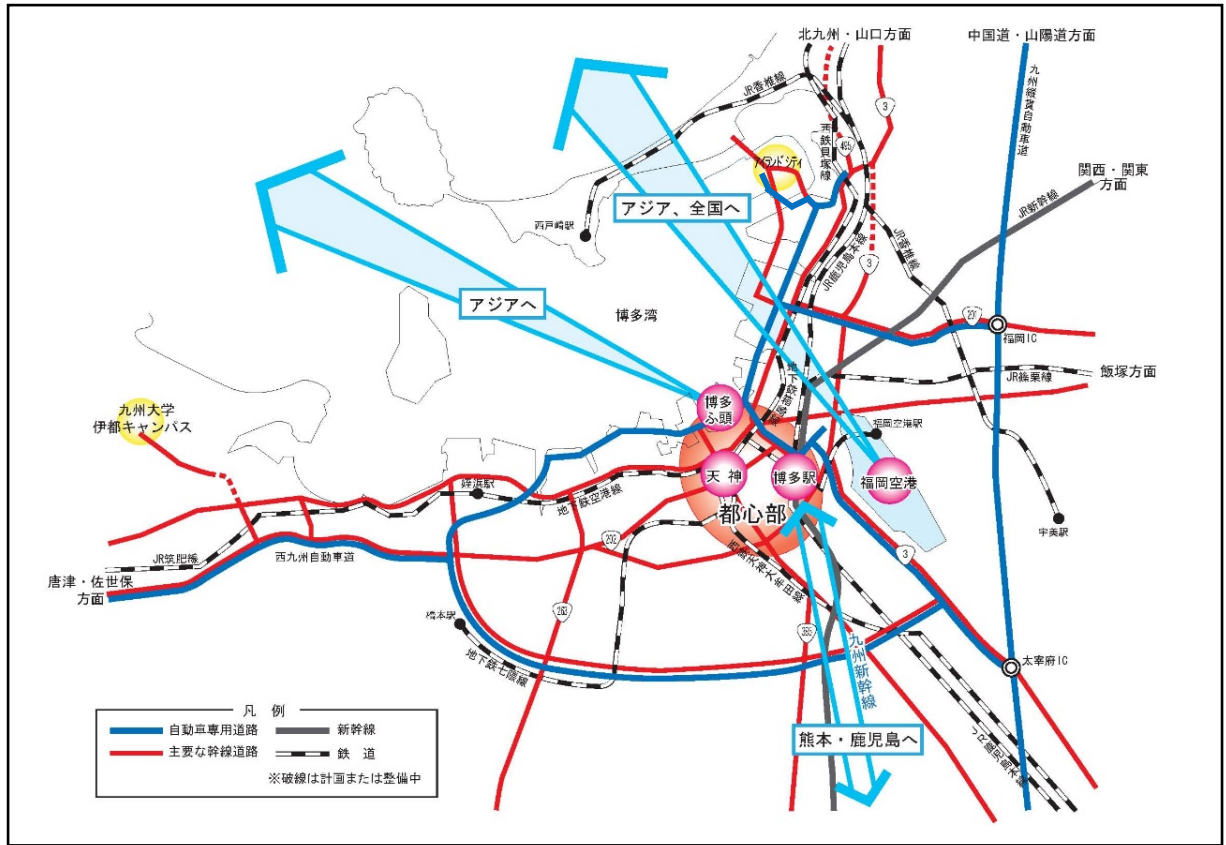
道路種別	路線名	起点 終点 <注>	実延長 Km	備考
一般国道	3号	北九州市門司区～八女市(県界)	145.2	
	200号	北九州市八幡西区～筑紫野市	91.1	
	201号	福岡市東区～京都郡苅田町	91.1	
	202号	福岡市博多区～糸島市	83.0	
	263号	福岡市城南区～福岡市早良区(県界)	21.4	
	385号	柳川市～福岡市博多区	39.5	
	386号	朝倉市～筑紫野市	37.6	
	495号	北九州市若宮区～福岡市東区	69.1	
高速自動車国道	九州縦貫自動車道	門司区黒川～大牟田市(県界)	126.3	

【 資料編 】
 〈 8 主要路線表・交通ネットワーク図〉

道 路 種 別	路 線 名	起 点 終 点 ＜ 注 ＞	実延長 Km	備考
主 要 地方道	筑紫野インター線	筑紫野市～筑紫野市	2.7	
	前原富士線	糸島市～糸島市(県界)	15.7	
	久留米基山筑紫野線	久留米市～筑紫野市	8.3	
	福岡直方線	福岡市博多区～直方市	45.4	
	福岡東環状線	福岡市東区～福岡市博多区	20.2	
	直方宗像線	直方市～宗像市	13.8	
	飯塚福岡線	飯塚市～福津市	27.2	
	福岡筑紫野線	福岡市中央区～筑紫野市	19.3	
	筑紫野古賀線	筑紫野市～古賀市	38.1	
	博多停車場線	博多停車場～福岡市博多区	1.1	
	博多港線	博多港～福岡市博多区	0.8	
	福岡空港線	福岡空港～福岡市博多区	3.0	
	大野城二丈線	大野城市～糸島市	35.3	
	久留米筑紫野線	久留米市～筑紫野市	32.2	
	福岡志摩前原線	福岡市西区～糸島市	39.7	
	福岡早良大野城線	福岡市西区～大野城市	26.4	
	志賀島和白線	福岡市東区～福岡市東区	13.2	
	飯塚大野城線	飯塚市～大野城市	37.3	
	筑紫野筑穂線	筑紫野市～飯塚市	21.0	
	福岡太宰府線	福岡市東区～太宰府市	15.4	
	宗像玄海線	宗像市～宗像市	12.1	
	若宮玄海線	宮若市～宗像市	18.7	
	筑紫野太宰府線	筑紫野市～太宰府市	9.4	
	筑紫野三輪線	筑紫野市～朝倉郡筑前町	14.8	
	福岡志摩線	福岡市西区～糸島市	13.3	
	志免須恵線	粕屋郡志免町～粕屋郡須恵町	8.9	
	宗像篠栗線	宗像市～粕屋郡篠栗町	37.6	
	福岡宗像玄海線	宗像市～宗像市	13.9	
福岡高速 道路	福岡市道			
	福岡高速 1 号線	福岡市東区香住ヶ丘～西区福重	18.0	
	福岡高速 2 号線	福岡市博多区千代～太宰府市水城	13.2	
	福岡高速 3 号線	福岡市博多区東光～博多区豊	0.6	
	福岡高速 4 号線	福岡市東区箱崎ふ頭～東区蒲田	6.9	
	福岡高速 5 号線	福岡市博多区西月隈～早良区福重	18.1	
	福岡高速 6 号線	福岡市東区香椎浜～東区みなと香椎	2.5	

＜ 注：起終点の地名については認定時の地名による＞

交通ネットワーク図



9 危険物質等の種類及び県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			

【 資 料 編 】
〈 9 危険物質種類・措置〉

物質の種類	区分	措置		
		1 号	2 号	3 号
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

10 用語の定義

【武力攻撃関連】

用語	意義
武 力 攻 撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武 力 攻 撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武 力 攻 撃 予 測 事 態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武 力 攻 撃 事 態 等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊 急 対 処 事 態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国として緊急に対処することが必要なものをいう。
N B C 攻 撃	武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
武 力 攻 撃 災 害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要 避 難 地 域	住民の避難が必要な地域をいう。
避 難 先 地 域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊 急 物 資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避 難 住 民 等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
避 難 行 動 要 支 援 者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

【関係機関、施設関連】

用語	意義
指 定 行 政 機 関	次の機関で、「事態対処法施行令」*1で定めるものをいう。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号）
指 定 地 方 行 政 機 関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 （国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号）
指 定 公 共 機 関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 （国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号）
指 定 地 方 公 共 機 関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。（国民保護法第2条第2項）
緊 急 消 防 援 助 隊	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生 活 関 連 等 施 設	国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設（発電所、ガスホルダー等）をいう。

*1 「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」（平成15年政令第252号 以下「事態対処法施行令」という。）